

第4期がん対策推進基本計画施策に対する取組一覧

第4期がん対策推進基本計画中間評価報告書	別添4
令和8年7月10日	

項目番号					見出し	「取り組むべき施策」の記載	【最終版】具体的な取組(2023年4月以降)	今後予定している取組
第2	1				科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実			
			(1)		がんの1次予防			
			①		生活習慣について	国及び地方公共団体は、生活習慣について、「次期国民健康づくり運動プラン」に沿った取組を引き続き推進する。	【健康・生活衛生局健康課】 ○2023年5月に告示した「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」(令和5年厚生労働省告示第207号)において、国民の健康増進に係る各指標について目標を設定し、2024年4月から、当該方針に基づき「健康日本21(第三次)」を開始した。	【健康・生活衛生局健康課】 ○「健康日本21(第三次)」について、計画開始後6年(2029年度)を目途に全ての目標について中間評価を行うとともに、計画開始後10年(2033年度)を目途に最終評価を行うことにより、目標を達成するための諸活動の成果を適切に評価し、その後の健康増進の取組に反映する。
						拠点病院等は、地域におけるがん対策を牽(けん)引する立場から、地域へのがんの予防に関する普及啓発を実施するとともに、必要に応じてがん相談支援センターが窓口となり、病院全体でがんの予防に関する情報を提供できる体制を整備する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○「がん診療連携拠点病院等の整備について」(健発0801第16号〔令和4年8月1日〕)において、がん診療連携拠点病院等にごがん相談支援センターを設置することを必須事項として定めた。当該がん相談支援センターが担う具体的業務の一つとして、がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針に関するQ&Aにおいて、がんの予防及びがん検診に関する情報の提供を行うことを規定した。 ○「がん診療連携拠点病院等の整備について」(健発0801第16号〔令和4年8月1日〕)において、がん診療連携拠点病院等に地域を対象として、緩和ケアやがん教育、患者向け・一般向けのガイドラインの活用法等に関する普及啓発に努めることを必須要件として定めた。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○当該取組の評価を行う観点から、拠点病院等で実施した地域を対象とした、がんに関するセミナー等の開催回数について、継続的に評価を行う予定である。 ○引き続き、がん診療連携拠点病院等の現況報告書で要件充足状況を確認し、状況把握していく。
			②		感染症対策について	国は、令和4(2022)年4月に再開したHPVワクチンの個別の接種勧奨の実施を踏まえ、HPVワクチンの接種状況と子宮頸がんの年齢調整罹患率の国内外の推移を把握し、必要に応じて子宮頸がん検診の指針を見直す等、科学的根拠に基づく子宮頸がん対策を推進する。また、令和5(2023)年4月から9価HPVワクチンの定期接種を開始し、定期接種及びキャッチアップ接種の対象者に対する、適切な情報提供に基づく正しい理解の促進に取り組む。	【健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課】 ○HPVワクチンのキャッチアップ接種の実施及び経過措置期間の設定を行った。 ○接種対象者とその保護者に対する情報提供のための資料を作成し周知している。	【健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課】 ○定期接種を継続するとともに、引き続き、接種対象者やその保護者が正しい情報に基づいて、接種について検討・判断できるよう、正確でわかりやすい情報発信を行う。
						国は、肝炎の早期発見・早期治療及びそれによる肝がんの発症予防のため、肝炎ウイルス検査体制の充実やウイルス陽性者の受診勧奨、普及啓発を引き続き推進する。また、B型肝炎については、予防接種法に基づく定期接種及びウイルス排除を可能とする治療薬・治療法の開発に向けた研究を引き続き推進する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課肝炎対策推進室】 ○肝疾患専門医療機関を設置(令和5年度:3,249箇所)すると共に、肝炎医療コーディネーターの養成(令和5年度:38,805名)を行った。 【健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課】 ○予防接種法に基づく定期接種を実施している。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課肝炎対策推進室】 ○引き続き、肝疾患専門医療機関の設置、肝炎医療コーディネーターの養成を行っていく。 【健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課】 ○引き続き、乳幼児に対する予防接種法に基づく定期接種の高い実施率を維持していく。

項目番号					見出し	「取り組むべき施策」の記載	【最終版】具体的な取組(2023年4月以降)	今後予定している取組
						国は、感染予防対策を含めたHTLV-1総合対策等を引き続き推進する。	【こども家庭庁成育局母子保健課】 ○妊婦健康診査については、「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」(平成27年厚生労働省告示第226号)において、HTLV-1抗体検査を定め、その実施を推奨している。また、性と健康の相談センター事業において、妊婦に対するHTLV-1抗体検査等の適切な実施、相談体制の充実、関係者の資質向上、普及啓発の実施等により、HTLV-1等母子感染を防ぐ体制の整備を図り、地域におけるHTLV-1等母子感染対策を推進する都道府県への助成を実施している。 【健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課】 ○HTLV-1の正しい理解の促進や、相談、医療体制等の整備をはじめとしたHTLV-1総合対策の推進に資する事業を実施している。	【こども家庭庁成育局母子保健課】 ○現行の取組を引き続き推進していくとともに、自治体関係者に対し、HTLV-1母子感染症に関する適切な知識等を普及することを目指すとして、母子保健指導者養成研修を実施する予定としている。 【健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課】 ○HTLV-1の正しい理解の促進を図るとともに、相談及び医療体制の整備等を行うことによって、引き続きHTLV-1総合対策の推進に資する事業を行う。 ○厚生労働科学研究班等と連携の上、HTLV-1の水平感染のリスクを含めた正しい知識の普及啓発のため広報資材の作成を検討している。
						国は、引き続き、健康で無症状な集団に対する、ピロリ菌の除菌の胃がん発症予防における有効性等について、国内外の知見を速やかに収集し、科学的根拠に基づき、除菌の必要性の有無及びその対象者について検討するとともに、運用上の課題について整理する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和6～7年厚生労働科学研究「胃がんの一次及び二次予防の現状把握とヘリコバクター・ピロリ未感染時代に対応した新たな胃がん検診の提案に向けた研究」において、効果的な胃がん検診対象者の絞り込みのため、ピロリ未感染率の推移、ピロリ感染有無別の胃がん発生率等の分析により、未感染者が多数派となる近未来の日本社会において、現行の一律的な胃がん検診がもたらす臨床的便益が限定的であることが示唆された。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○左記の厚労科研において、引き続きデータ分析等を進め、ピロリ菌未感染時代および人口分布の変化に適応した臨床的に妥当で実現可能な新たな胃がん検診システムを考案するための基礎となる資料を公表予定としている。
		(2)			がんの早期発見及びが			
			①		受診率向上対策について	国は、受診率向上に向けて、がん検診受診率をより正確かつ精緻に、また、個人単位で把握することができるよう検討する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○2025年4月「第43回がん検診のあり方に関する検討会」、2025年6月「第44回がん検診のあり方に関する検討会」において、「がん検診情報の一体的な把握について」をテーマとして、職域検診を含めた住民のがん検診の受診状況等を集約し、市町村が一体的に管理することを目指して、議論を開始。「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」において、「市町村は、当該市町村の区域内に居住地を有する者の職域等がん検診の受診状況を把握し、職域等がん検診情報も踏まえた適切な受診勧奨及び精密検査勧奨に努めること。」と令和7年7月1日付で改正した。 ○自治体検診DXの推進に向け関係省庁間で検討しており、今年度より、PMHを活用したがん検診のモデル事業を実施することで進めている。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○がん検診の一体的な把握については、自治体検診DXのモデル事業の中で、職域等の検診の把握も含めたシステムの構築に向けて引き続き検討していく。

項目番号					見出し	「取り組むべき施策」の記載	【最終版】具体的な取組(2023年4月以降)	今後予定している取組
						国は、受診率向上に向けて、これまでの取組から得られた知見を踏まえつつ、より科学的かつ効率的な受診勧奨策を、関係学会や企業等の協力を得て、都道府県及び市町村と連携して推進する。また、全ての国民ががん検診を受診しやすい体制の整備に向け、保険者への財政上のインセンティブを活用したがん検診の推進、がん検診と特定健診の同時実施の推進、事業主健診時における市町村等で実施するがん検診の受診勧奨の推進、女性・障害者・非正規雇用者等が受診しやすい環境整備など、受診者の立場に立ったがん検診を受診する上での利便性の向上に努める。	【労働基準局安全衛生部労働衛生課】 ○事業主健診時の勧奨については、毎年「「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について」を発出している。 【保険局保険課・国民健康保険課】 ○国民健康保険保険者努力支援制度においては、がん検診の受診率等を評価し、保険者の取組を推進している。 ○保険者インセンティブ制度において、以下の①～③指標を用いてがん検診を推進している。 ①がん検診の実施状況(胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がんの5種のがん検診全て実施) ②がん検診の結果に基づく受診勧奨(①で保険者が実施する各種がん検診の結果から、要精密検査となった者の精密検査受診率を把握すること) ③市町村が実施するがん検診の受診勧奨 【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和2～4年度「がん検診のアクセシビリティ向上策等の実証事業」の成果を踏まえ、令和5年度に「がん検診の受診勧奨策等実行支援事業」を実施し、自治体における科学的かつ効率的受診勧奨策の実施を支援している。 ○事業主健診時の勧奨については、毎年「「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について」を発出している。 ○がん検診精密検査受診率向上につながるよう、がん種別の精密検査の受診勧奨資材について、ソーシャルマーケティングを活用した効果的ながん検診受診勧奨資材の開発を実施している「希望の虹プロジェクト」に協力を依頼、共同で発行し、都道府県、市区町村等へ周知を行った。	【労働基準局安全衛生部労働衛生課】 引き続き、事業主健診時の勧奨については、毎年「「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について」を発出する予定としている。 【保険局保険課・国民健康保険課】 ○国民健康保険保険者努力支援制度においては、令和8年度においても、引き続き、がん検診の受診率等を評価する予定としている。 ○保険者インセンティブによるがん検診の推進や、受診勧奨策等による特定健診との同時実施を引き続き推進していく。 【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和7年度厚生労働科学研究「がん予防に資する自治体・保健所の取組の水平展開に関する研究」において、全国のがん予防・がん検診に関するこれまでの活動の中での成功体験を「がん予防・がん検診ベストプラクティス集」としてとりまとめ、全国の市区町村、保健所に配布し、横展開を図ることのできるがん対策推進の基礎資料としていく。 ○引き続き、事業主健診時の勧奨については、毎年「「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について」を発出する予定としている。 ○女性、障害者(精神障害)等については、厚生労働科学研究結果を確認し、検討会で協議(厚生労働科学研究結果報告、体制整備をどうするのか)していく。 ○「令和8年度がん検診受診率向上推進事業」として、がん検診等に関する各種データ及び第4期計画における「がんの2次予防(がん検診)」分野のロジックモデルを活用し、都道府県及び市区町村の課題に見える化するとともに、課題に応じた重点的な取組を検討する場として、都道府県担当者を対象とした研修会を令和8年度に開催する予定としている。職域等がん検診において保険者が精密検査対象者への受診勧奨等を積極的に行えるよう科学的根拠に基づくがん検診の支援のあり方を検討、職域においても科学的根拠に基づくがん検診の精密検査の受診状況等の実態把握を進めることとしている。
						市町村及び検診実施機関においては、受診者に分かりやすくがん検診を説明するなど、受診者が、がん検診の意義及び必要性を適切に理解できるよう努める。また、国は、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(以下「指針」という。)に基づくがん検診の意義及び必要性について、国民が正しく理解できるよう普及啓発を行う。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○厚生労働省にて、がん予防に関するリーフレットの作成及びWEBページの新設、がん検診に関するWEBページの更新を行い、令和7年7月8日付けで関係機関へ通知した。 ○がん検診受診率向上に向けた集中キャンペーン(10月)等の機会に、都道府県や関係機関等と連携した普及啓発を実施した。 ○SNS(X、Facebook、Line)を活用した普及啓発を実施した。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○厚生労働省のホームページにて、厚生労働科学研究で作成したサイトについての周知していく。 ○引き続き、SNS等を活用した効果的な普及啓発を実施していく。
						国は、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、感染症発生・まん延時等にごがん検診の提供体制を一時的に縮小した場合でも、状況に応じて速やかに提供体制及び受診行動を回復させることができるよう、平時における準備等の対応について検討する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和5～7年厚生労働科学研究「新型コロナウイルス感染症の流行によるがん検診及びがん診療の受診状況等に対する中・長期的な健康影響の解明に向けた研究」において、がん検診の受診状況や、がん医療の受療行動における、新型コロナウイルス感染症の中・長期的な影響を把握し、対応策をまとめ、令和7年度中にがん検診およびがん診療の対策マニュアルを作成中である。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○厚生労働科学研究の成果について、がん検診のあり方に関する検討会で報告し、マニュアルについて自治体等へ周知予定としている。
						国は、職域におけるがん検診について、実施状況の継続的な把握及び適切な実施に向けた課題の整理を行い、必要に応じて、法的な位置付けも含めた対応を検討する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○職域におけるがん検診の実施状況については、毎年、保険局が実施する保険者データヘルス実態調査にて、継続的に把握しているところである。 ○上記調査において、平成30年に公表した職域におけるがん検診に関するマニュアルの活用状況において、「活用してない」が61.2%を占めていた。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○保険者データヘルス実態調査を通して、職域におけるがん検診の実施状況の把握に引き続き努める。 ○職域におけるがん検診に関するマニュアルの普及・啓発に努める。

項目番号					見出し	「取り組むべき施策」の記載	【最終版】具体的な取組(2023年4月以降)	今後予定している取組
			②		がん検診の 精度管理等 について	国は、レセプトやがん登録情報を活用したがん検診の精度管理について、技術的支援等を行う。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和5～7年度厚生労働科学研究「がん登録を利用したがん検診の精度管理方法の検討のための研究」において、がん登録情報を活用したがん検診の精度管理事業(感度・特異度の算出)について、令和6年度までに7都県において技術的支援を実施している。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○引き続き、都道府県に対して技術的支援を継続していく。
						精密検査受診率について、都道府県やがん種による差が大きくなっていることから、国は、市町村における適切な精度管理の実施のため、精密検査受診率の低い市町村の実態把握を行う仕組みについて検討するとともに、都道府県による指導・助言等の取組を推進する。市町村は、都道府県による指導・助言等を踏まえ、引き続き、指針に基づいたがん検診の実施及び精度管理の向上に取り組む。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和5～7年度厚生労働科学研究「がん登録を利用したがん検診の精度管理方法の検討のための研究」において、がん検診の精度向上に向けて、厚生労働科学研究のHPIにより、医療・がん検診従事者が専門知識を得るための教育的資材(専門書、e-learning)、医療・がん検診従事者が自地域での対策型検診の精度管理指標を視覚的に容易に把握できるデータ分析プラットフォームを作成・公表している。 ○国立がん研究センターを実施主体として、「市区町村におけるがん検診実施状況調査」を実施しており、都道府県及び市区町村のがん検診事業の実施状況を調査したデータを集計し、精度管理の向上を支援している。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○厚生労働科学研究において、感度・特異度の許容範囲を設定し、許容範囲外だった場合の改善手順を指針とチェックリストに沿って整理、公表予定としている。 ○「市区町村におけるがん検診実施状況調査」を継続し、都道府県及び市町村のがん検診の実施状況についてモニタリングしていく。 ○「令和8年度がん検診受診率向上推進事業」として、がん検診等に関する各種データ及び第4期計画における「がんの2次予防(がん検診)」分野のロジックモデルを活用し、都道府県及び市区町村の課題を見える化するするとともに、課題に応じた重点的な取組を検討する場として、都道府県担当者を対象とした研修会を令和8年に開催する予定としているほか、職域等がん検診において保険者が精密検査対象者への受診勧奨等を積極的に行えるよう科学的根拠に基づくがん検診の支援のあり方を検討、職域においても科学的根拠に基づくがん検診の精密検査の受診状況等の実態把握を進めることとしている。
						国は、職域におけるがん検診の実態把握に係る方法を検討した上で、職域におけるがん検診の精度管理を推進するための取組について、保険者に対する技術的支援や、産業保健総合支援センターを通じた事業場の産業保健スタッフに対する周知等を含め検討する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和5～7年度厚生労働科学研究「職域における科学的根拠に基づくがん検診の社会実装に関する研究」において、「職域におけるがん検診に関するマニュアル」を反映した普及啓発動画を作成し、配信し、また産業医等への研修を実施。また、レセプトを活用した精度管理の実施について、「保険者向けがん検診精度管理システム」を開発し、約20組で稼働可能であることが確認できた。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○厚生労働科学研究において、「保険者向けがん検診精度管理システム」について、現場における活用に向けて引き続き検討していく。
						国及び都道府県は、精密検査受診率向上のため、要精密検査とされた受診者に対する「精密検査を受けられる医療機関リスト」の提供等、職域を含めた、がん検診の実施者による分かりやすい情報提供を推進する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和7～9年度厚生労働科学研究「不利益の最小化と利益の最大化が期待できる体制の構築を目指したがん検診の精度管理に関する研究」において、都道府県における「精密検査を受けられる医療機関リスト」の公表状況について調査を実施した。(令和7年1月)【都道府県における精密検査医療機関リストの公表状況：胃26、大腸31、肺26、乳27、子宮頸25】	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○自治体検診DXを見据えて、自治体において「精密検査を受けられる医療機関リスト」の整備及び情報提供の推進について検討していく。
			③		科学的根拠 に基づくがん 検診の実施 について	国は、我が国におけるがん検診の進捗及び課題を整理するため、諸外国における取組との経年的な比較調査を実施する仕組みについて検討する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和5～7年度に厚生労働科学研究費補助金で補助を行っている「がん登録を利用したがん検診の精度管理方法の検討のための研究」において、がん検診の精度指標を国際的なものに標準化することによる比較可能性を検討している。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和5～7年度厚生労働科学研究「がん登録を利用したがん検診の精度管理方法の検討のための研究」において、がん登録情報を活用したがん検診の精度管理事業(感度・特異度の算出)について、自治体に対する技術的支援を引き続き実施していく。
						国は、より効率的・効果的ながん検診の実施を推進する観点から、指針に基づくがん検診の科学的根拠に基づいた効果検証を進めるとともに、対策型検診の項目の導入に係るプロセスの明確化等について検討する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○2025年4月「第43回がん検診のあり方に関する検討会」において、対策型検診の項目の導入に係るプロセスについての議論を実施した。その際に、新しい検診項目検討時の導入プロセスの合意を得た。 ○令和6～7年度予算事業「HPV検査単独法導入に向けた精度管理支援事業」において、令和6年度から指針において推奨されているHPV検査単独法による子宮頸がん検診について自治体が適切かつ円滑に検診を運用できるよう研修等を実施した。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○肺がん検診に新たに導入する低線量CT検査の自治体でのモデル実施を踏まえ、検診項目導入に係るプロセスを検証していく。 ○R7～9年度厚生労働研「子宮頸がん検診におけるHPV 検査単独法の精度管理体制の評価及び改善に資する研究」において、HPV検査単独法の精度管理について、自治体に対する技術的支援を引き続き実施していく。

項目番号					見出し	「取り組むべき施策」の記載	【最終版】具体的な取組(2023年4月以降)	今後予定している取組
						国は、指針に基づかないがん検診に係る効果検証の方法について検討するとともに、指針に基づかないがん検診の効果検証を希望する関係学会や企業等と、地方公共団体のマッチングを促進する仕組みについて検討する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)革新的がん医療実用化研究事業「超音波検査による乳がん検診の有効性を検証する比較試験(J-START)」において、指針に基づかない乳がん検診の検査手法である超音波検査とマンモグラフィーの併用法に関する効果検証を行っている。 ○指針に基づかないがん検診の効果検証として、指針外の肺がん検診の手法である低線量CT検査について、令和7年度より厚生労働科学研究費補助金(がん対策推進総合研究事業)「低線量CTを用いた新しい肺がん検診の体制構築に関する研究」において、日本肺癌学会や日本CT検診学会など関連学会と協力し、検診への導入に係る研究を行っている。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○引き続き、左記のAMED研究において、指針外の検診手法の効果検証を行うこととしている。 ○肺がん検診としての低線量CT検査について、左記の厚労科研と連携したモデル事業実施を実施し、導入を希望する自治体を募集した上で効果検証を行うことを検討している。
						国は、我が国における組織型検診の構築に向け、科学的根拠に基づくがん検診の実施に向けた取組により精度管理を向上させつつ、課題を整理し、その対応を検討する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○我が国における組織型検診の構築に向け、科学的根拠に基づくがん検診の精度向上に向け、第37回、第38回がん検診のあり方に関する検討会にて議論を行い、令和5年6月に「がん検診のあり方について」報告書を公表。また、第42回検討会では、第4期がん対策推進基本計画の内容や、直近の子宮頸がん検診のHPV検査単独法を、また、そのほかの法令・ガイドライン等の改正を反映することについて議論を行い、令和6年7月に「がん検診のあり方について」報告書を公表した。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○引き続き、検討会にて、自治体DXの構築も見据え、情報の一体的把握の体制整備について引き続き検討を行うこととしている。
第2	2				患者本位のがん医療の実現			
		(1)			がん診療提供体制等			
			①		医療提供体制の均てん化・集約化	国及び都道府県は、がん医療が高度化する中で、引き続き質の高いがん医療を提供するため、地域の実情に応じ、均てん化を推進するとともに、持続可能ながん医療の提供に向け、拠点病院等の役割分担を踏まえた集約化を推進する。その際、国は、都道府県がん診療連携協議会等に対し、好事例の共有や他の地域や医療機関との比較が可能となるような検討に必要なデータの提供などの技術的支援を行う。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和6年12月から令和7年7月にかけて、「がん診療提供体制のあり方に関する検討会」において、2040年を見据えたがん医療提供体制の均てん化・集約化に関する議論を実施し、その結果を踏まえ、令和7年8月1日に「2040年を見据えたがん医療提供体制の均てん化・集約化に関するとりまとめ」を公表した。 ○本とりまとめにおいて、2040年に向けて人口構造の変化や医療需要の動向が見込まれる中にあっても、すべての国民が引き続き適切ながん医療を受けられる体制を確保することを目的に、従来の均てん化の更なる推進に加え、医療技術の観点及び医療需給の観点から一定の集約化を検討する必要性があることを基本的な考え方として示している。また、都道府県の都道府県がん診療連携協議会での均てん化・集約化の議論の進め方及び、それらの取組を支援するための国の役割や支援のあり方について示した。上記を踏まえて令和7年8月29日に都道府県に向けて「2040年を見据えたがん医療提供体制の均てん化・集約化に係る基本的な考え方及び検討の進め方について」の課長通知を発出した。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○持続可能ながん医療提供体制の構築に向け、国民への分かりやすい説明と理解促進を図るとともに、がん診療連携協議会等に対して、役割分担の議論が行えるよう、好事例の共有やデータ提供、技術的支援を実施し、各都道府県における議論の促進および取組の支援を行っていく。さらに、2040年を見据えたがん医療提供体制の均てん化・集約化に関するとりまとめを踏まえ、次期がん診療連携拠点病院等の整備指針の見直しに関する議論を実施する予定としている。 ○当該取組の評価を行う観点から、役割分担に関する議論が行われている都道府県数について、継続的に評価を行う予定としている。
						国は、拠点病院等を中心に、患者に対するがんの告知や、インフォームド・コンセントの取得、セカンドオピニオンの提示などが適切に実施されるような体制整備を引き続き推進する。また、質の高い病理診断や細胞診断を提供するための体制の整備を引き続き推進する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○「がん診療連携拠点病院等の整備について」(健発0801第16号 令和4年8月1日)において、拠点病院等における指定要件として、セカンドオピニオンの体制整備、病理診断体制及び病理医の配置を定めた。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○がん治療前にセカンドオピニオンに関する説明を受けたがん患者の割合については、患者体験調査の結果を用いて継続的に評価を行うことにより、患者に対するがんの告知や、インフォームド・コンセントの取得、セカンドオピニオンの提示などが適切に実施されるような体制整備を引き続き推進していく。 ○質の高い病理診断や細胞診断を提供するための体制の整備を引き続き推進するために、病理診断に携わる専門的な知識及び技能を有する医師が1人以上配置されている拠点病院等の割合ならびに細胞診断に関する専門資格を有する者が1人以上配置されている拠点病院等の割合を現況報告書を用いて継続的に評価を行う予定である。 ○がん患者に対する遠隔病理診断の在り方については、次期整備指針の改定に向けて、関係学会等と引き続き議論を継続していく。

項目番号					見出し	「取り組むべき施策」の記載	【最終版】具体的な取組(2023年4月以降)	今後予定している取組
						国及び都道府県は、感染症発生・まん延時や災害時等の状況下においても、必要ながん医療を提供できるよう、診療機能の役割分担や、各施設が協力した人材育成や応援体制の構築等、地域の実情に応じた連携体制を整備する取組を平時から推進する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○「がん診療連携拠点病院等の整備について」(健発0801第16号 令和4年8月1日)において、都道府県がん診療連携協議会の役割として、BCPIに係る議論を行うことを新たに追加した。また、各拠点病院等に求められる望ましい要件として、BCPの策定および有事における診療状況の情報公開を追加した。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○当該取組の評価を行う観点から、都道府県がん診療連携協議会における議論の状況および各施設におけるBCPIに関する議論の状況については現況報告書を用いて継続的に評価を行う予定である。 ○BCPIに関する議論の状況を踏まえ、次期整備指針の改定において、その必須化を検討する。
						国は、拠点病院等、小児がん拠点病院等、がんゲノム医療中核拠点病院等が相互に連携可能となるよう検討する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○がん診療連携拠点病院等、小児がん拠点病院等、がんゲノム医療中核拠点病院等の各指定要件においては、情報提供や長期フォローアップ体制の整備等に関する連携について規定しているところである。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○当該取組の評価を行う観点から、都道府県がん診療連携協議会に小児がん拠点病院等が参加している都道府県の数を実況報告書を用いて継続的に評価を行う予定である。 ○がん診療連携拠点病院等、小児がん拠点病院等、がんゲノム医療中核拠点病院等のそれぞれの指定要件に関するWGで具体的な連携の要件及び適切な体制について議論していく。
			②		がんゲノム医療について	国は、がんゲノム医療をより一層推進する観点から、がんゲノム医療中核拠点病院等を中心とした医療提供体制の整備等を引き続き推進する。また、関係学会等と連携し、がん遺伝子パネル検査等の更なる有効性に係る科学的根拠を引き続き収集するとともに、必要な患者が、適切なタイミングでがん遺伝子パネル検査等及びその結果を踏まえた治療を受けられるよう、既存制度の見直しも含め検討する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○関連学会等と連携し、第6回がんゲノム医療中核拠点病院等の指定要件に関するワーキンググループにおいて、固形がんのエキスパートパネルの標準化の検討やエキスパートパネルの持ち回り開催等、がんの標準治療を実施することが求められる医療機関として位置づけられているがん診療連携拠点病院等において、がんゲノム医療が実施できるよう、関連学会等と連携し、その運用面の改善を進めている。 ○「がんゲノム医療中核拠点病院等の整備について」に基づくがんゲノム医療中核拠点病院等の指定、体制整備、現況報告によるモニタリングなどの取組を引き続き実施する。 ○現在6品目保険収載されているがん遺伝子パネル検査について、今後も、更なる検査の拡充や標準治療終了前の検査の実施に向け、学会等において得られた科学的根拠に基づき関係部局と必要な調整を進めている。 【保険局医療課※後段のみ】 ○現在、がん遺伝子パネル検査は、標準治療終了後の固形がん患者に対して、保険診療としての実施を可能としている。標準治療前のがん遺伝子パネル検査は先進医療の枠組みで科学的根拠の収集が進められており、今後、保険適用の可能性を含め、関連学会の学術的見解も聞きながら、中央社会保険医療協議会において議論を進めることとなる。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○がんの標準治療を実施することが求められる医療機関として位置づけられているがん診療連携拠点病院等において、がんゲノム医療の実施が可能となるよう、引き続き関連学会等との連携のもと、その運用面の改善を図りつつ、質の高いがんゲノム医療の提供体制の構築を推進していく。 ○当該取組の評価を行う観点から、がんゲノム医療中核拠点病院等における専門的知識を有する医療従事者の人数について、現況報告書を用いて、継続的に評価を行う予定である。 【保険局医療課※後段のみ】 ○標準治療前のがん遺伝子パネル検査については引き続き先進医療の枠組みで科学的根拠の収集を進めていく。
			③		手術療法・放射線療法・薬物療法について			
				(ア)	手術療法について	国及び都道府県は、患者が、病態や生活背景等、それぞれの状況に応じた適切かつ安全な手術療法を受けられるよう、標準的治療の提供に加えて、科学的根拠に基づく、ロボット支援手術を含む鏡視下手術等の高度な手術療法の提供についても、医療機関間の役割分担の明確化及び連携体制の整備等の取組を進める。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○「高度な手術療法」の提供に関しては、「がん診療連携拠点病院等の整備について」(健発0801第16号 令和4年8月1日)において、「役割分担の整理・明確化」を図るべき事項として位置づけられ、その議論は都道府県がん診療連携協議会の役割とした。 ○令和6年12月から令和7年7月にかけて開催された「がん診療提供体制のあり方に関する検討会」において、2040年を見据えたがん医療提供体制の均てん化・集約化に向けた議論を実施し、その検討結果を踏まえ、令和7年8月1日に「2040年を見据えたがん医療提供体制の均てん化・集約化に関するとりまとめ」を公表した。当該とりまとめの中において、都道府県がん診療連携協議会において手術療法に係る医療機関間の役割分担の明確化の議論に資するよう、がん医療の集約化及び均てん化に関する基本的な考え方、並びに協議の進め方を示した。また、手術療法について集約化が望ましい具体的な医療行為について、関係学会と検討を進め、2040年を見据えたがん医療の均てん化・集約化に係る基本的な考え方に基づいた医療行為为例を示した。上記を踏まえて令和7年8月29日に都道府県に向けて「2040年を見据えたがん医療提供体制の均てん化・集約化に係る基本的な考え方及び検討の進め方について」の課長通知を発出した。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○都道府県がん診療連携協議会等に対しては、関係学会との連携のもと、優良事例の共有や、他地域・他医療機関との比較が可能となるデータの提供等、技術的支援を継続的に実施することとしている。 ○また、提供するデータの解釈及びその活用方法についても、各協議会において適切に理解・運用されるよう、丁寧かつ的確な説明を行うものとする。 ○加えて、各都道府県がん診療連携協議会におけるがん医療の均てん化・集約化に係る議論の状況及びその進捗について把握を行い、都道府県間の取組状況の差異を踏まえた上で、各都道府県の実情に即した支援を講じていくこととする。

項目番号					見出し	「取り組むべき施策」の記載	【最終版】具体的な取組(2023年4月以降)	今後予定している取組
				(イ)	放射線療法について	国及び都道府県は、患者が、病態や生活背景等、それぞれの状況に応じた適切な放射線療法を受けられるよう、標準的治療の提供に加えて、科学的根拠に基づく高度な放射線療法の提供についても、医療機関間の役割分担の明確化及び連携体制の整備等の取組を進める。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○「高度な放射線療法」の提供に関しては、「がん診療連携拠点病院等の整備について」(健発0801第16号 令和4年8月1日)において、「役割分担の整理・明確化」を図るべき事項として位置づけられ、その議論は都道府県がん診療連携協議会の役割とした。 ○令和6年12月から令和7年7月にかけて開催された「がん診療提供体制のあり方に関する検討会」において、2040年を見据えたがん医療提供体制の均てん化・集約化に向けた議論を実施し、その検討結果を踏まえ、令和7年8月1日に「2040年を見据えたがん医療提供体制の均てん化・集約化に関するとりまとめ」を公表した。当該とりまとめの中において、都道府県がん診療連携協議会において放射線療法に係る医療機関間の役割分担の明確化の議論に資するよう、がん医療の集約化及び均てん化に関する基本的な考え方、並びに協議の進め方を示した。また、放射線療法について集約化が望ましい具体的な医療行為について、関係学会と検討を進め、2040 年を見据えたがん医療の均てん化・集約化に係る基本的な考え方に基づいた医療行為例を示した。上記を踏まえて令和7年8月29日に都道府県に向けて「2040年を見据えたがん医療提供体制の均てん化・集約化に係る基本的な考え方及び検討の進め方について」の課長通知を発出した。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○都道府県がん診療連携協議会等に対しては、関係学会との連携のもと、優良事例の共有や、他地域・他医療機関との比較が可能となるデータの提供等、技術的支援を継続的に実施することとしている。 ○また、提供するデータの解釈及びその活用方法についても、各協議会において適切に理解・運用されるよう、丁寧かつ的確な説明を行うものとする。 ○加えて、各都道府県がん診療連携協議会におけるがん医療の均てん化・集約化に係る議論の状況及びその進捗について把握を行い、都道府県間の取組状況の差異を踏まえた上で、各都道府県の実情に即した支援を講じていくこととする。
						国は、関係学会等と連携し、標準的治療及び粒子線治療、核医学治療、画像誘導即時適応技術を用いた治療 等の高度な放射線療法の安全な提供体制の在り方について検討する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和6年12月から令和7年7月にかけて開催された「がん診療提供体制のあり方に関する検討会」において、2040年を見据えたがん医療提供体制の均てん化・集約化に向けた議論を実施し、その検討結果を踏まえ、令和7年8月1日に「2040年を見据えたがん医療提供体制の均てん化・集約化に関するとりまとめ」を公表した。当該とりまとめの中において、都道府県がん診療連携協議会において粒子線治療を含む放射線療法に係る医療機関間の役割分担の明確化の議論に資するよう、がん医療の集約化及び均てん化に関する基本的な考え方、並びに協議の進め方を示した。また、放射線療法について集約化が望ましい具体的な医療行為について、関係学会と検討を進め、2040 年を見据えたがん医療の均てん化・集約化に係る基本的な考え方に基づいた医療行為例を示した。上記を踏まえて令和7年8月29日に都道府県に向けて「2040年を見据えたがん医療提供体制の均てん化・集約化に係る基本的な考え方及び検討の進め方について」の課長通知を発出した。 ○令和5～7年に厚生労働省科学研究にて補助をおこなっている「放射線療法の提供体制構築に資する研究」において、放射線治療医師1名の施設でも高度な放射線療法である強度変調放射線治療を提供できるよう、施設間の遠隔放射線治療計画システムを社会実装するための実証実験を実施した。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○都道府県がん診療連携協議会等に対しては、関係学会との連携のもと、優良事例の共有や、他地域・他医療機関との比較が可能となるデータの提供等、技術的支援を継続的に実施することとしている。 ○また、提供するデータの解釈及びその活用方法についても、各協議会において適切に理解・運用されるよう、丁寧かつ的確な説明を行うものとする。 ○加えて、各都道府県がん診療連携協議会におけるがん医療の均てん化・集約化に係る議論の状況及びその進捗について把握を行い、都道府県間の取組状況の差異を踏まえた上で、各都道府県の実情に即した支援を講じていくこととする。 ○核医学治療に関しては、「経済財政運営と改革の基本方針2025」の中で利用促進に必要な体制整備等の取組を進めるとされ、令和7年度より厚生労働科学研究でがん領域における医療用ラジオアイソトープを用いた質の高い医療の円滑な提供を可能にする体制の整備方策を明らかにし、持続可能な提供体制の確保に資する科学的知見を得ることとしている。

項目番号					見出し	「取り組むべき施策」の記載	【最終版】具体的な取組(2023年4月以降)	今後予定している取組
				(ウ)	薬物療法について	国及び都道府県は、患者が、病態や生活背景等、それぞれの状況に応じた適切かつ安全な薬物療法を外来も含め適切な場で受けられるよう、標準的治療の提供に加えて、科学的根拠に基づく高度な薬物療法の提供についても、医療機関間の役割分担の明確化及び連携体制の整備等の取組を進める。	【保険局医療課】 ○令和6年度診療報酬改定においては、悪性腫瘍の患者に対する外来における安心・安全な化学療法の実施を推進する観点から、外来腫瘍化学療法診療料について、要件及び評価を見直し、外来腫瘍化学療法診療料3を新設すると共に、診察前に薬剤師が服薬状況等の確認・評価を行い、医師に情報提供、処方提案等を行った場合について、がん薬物療法体制充実加算として、新たな評価を行った。 【保険局医療介護連携政策課】 ○第4期医療費適正化計画の基本方針(令和5年厚生労働省告示第234号)において、地域の実情を分析した上で、取組を進めることを定めた。 【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○「高度な薬物療法」の提供に関しては、「がん診療連携拠点病院等の整備について」(健発0801第16号 令和4年8月1日)において、「役割分担の整理・明確化」を図るべき事項として位置づけられ、その議論は都道府県がん診療連携協議会の役割とした。○令和6年12月から令和7年7月にかけて開催された「がん診療提供体制のあり方に関する検討会」において、2040年を見据えたがん医療提供体制の均てん化・集約化に向けた議論を実施し、その検討結果を踏まえ、令和7年8月1日に「2040年を見据えたがん医療提供体制の均てん化・集約化に関するとりまとめ」を公表した。当該とりまとめの中において、都道府県がん診療連携協議会において薬物療法に係る医療機関間の役割分担の明確化の議論に資するよう、がん医療の均てん化及び集約化に関する基本的な考え方、並びに協議の進め方を示した。また、薬物療法について集約化が望ましい具体的な医療行為について、関係学会と検討を進め、2040年を見据えたがん医療の均てん化・集約化に係る基本的な考え方に基づいた医療行為例を示した。上記を踏まえて令和7年8月29日に都道府県に向けて「2040年を見据えたがん医療提供体制の均てん化・集約化に係る基本的な考え方及び検討の進め方について」の課長通知を発出した。	【保険局医療課】 ○外来腫瘍化学療法に係る診療報酬上の評価については、がん施策に関する議論等も踏まえて、必要に応じて中央社会保険医療協議会において議論を進めていく。○第4期医療費適正化計画の内容を踏まえ、地域の実情に応じた取組を引き続き推進していく。 【医療介護連携政策課】 ○第4期医療費適正化計画の内容を踏まえ、地域の実情に応じた取組を引き続き推進していく。 【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○都道府県がん診療連携協議会等に対しては、関係学会との連携のもと、優良事例の共有や、他地域・他医療機関との比較が可能となるデータの提供等、技術的支援を継続的に実施することとしている。○また、提供するデータの解釈及びその活用方法についても、各協議会において適切に理解・運用されるよう、丁寧かつ的確な説明を行うものとする。○加えて、各都道府県がん診療連携協議会におけるがん医療の均てん化・集約化に係る議論の状況及びその進捗について把握を行い、都道府県間の取組状況の差異を踏まえた上で、各都道府県の実情に即した支援を講じていくこととする。○また、当該取組の評価を行う観点から、がん診療連携拠点病院等における薬物療法に携わる専門的知識を有する医療従事者の人数について、現況報告書を用いて、継続的に評価を行う予定である。
						国は、国立研究開発法人国立がん研究センター(以下「国立がん研究センター」という。)や関係学会と連携し、国民が、薬物療法等に関する正しい情報を得ることができるよう、科学的根拠に基づく治療法に関する情報提供及び普及啓発を推進する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○国立がん研究センター及び関係学会と連携のもと、がんに関する普及啓発の取組を推進しているところである。○拠点病院等に対しては、「がん診療連携拠点病院等の整備について」(健発0801第16号 令和4年8月1日)において、保険適用外の免疫療法等については、治験等の科学的根拠に基づく方法以外では実施又は推奨しないことを求めるとともに、自施設で提供可能な診療内容等について、適切に広報を行うことを求めている。○令和7年8月1日に公表した「2040年を見据えたがん医療提供体制の均てん化・集約化に関するとりまとめ」において、「がん患者が安全で質の高い患者本位の医療を適切な時期に受療できるよう、医療機関ごとの診療実績を一元的に発信し、住民に提供することに取り組むこと」と記載しており、国民への診療実績の公表を推進している。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○当該取組の評価を行う観点から、自施設で対応できるがんについて提供可能な診療内容を病院HP等でわかりやすく広報している拠点病院等の割合について、現況報告書を用いて、継続的に評価を行う予定である。○都道府県における診療実績の公表について、フォローアップを実施する予定としている。
						国及び都道府県は、バイオ後続品に係る新たな目標を踏まえ、使用促進のための具体的な方策を検討する。	【医政局医薬産業振興・医療情報企画課】 ○バイオ後続品の使用に係る目標値については、令和6年3月14日第176回社会保障審議会医療保険部会において、「2029年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にするとともに、後発医薬品の数値目標における副次目標として位置付けた。併せて、令和6年9月に「バイオ後続品の使用促進のための取組方針」をとりまとめ、当該目標値の達成に向けて、必要な具体的取組を整理した。 【医薬局医薬品審査管理課】 ○バイオ後続品の使用促進のため、バイオ後続品の臨床使用実態下における有効性等の評価や効果的な情報提供の手法について、検討を進めている。 【保険局医療介護連携政策課】 国において令和11年度末までにバイオ後続品に80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にするという目標が設定されたことを踏まえ、第4期医療費適正化計画の基本方針(令和5年厚生労働省告示第234号)においても当該目標を位置付け、各都道府県において取組を推進するよう定めた。	【医政局医薬産業振興・医療情報企画課】 ○当該方針に基づき、バイオ後続品の数値目標の達成に向けた取組を進める。 【医薬局医薬品審査管理課】 左記検討の結果を踏まえ、バイオ後続品の使用促進に資する取組を実施していく。 【保険局医療介護連携政策課】 第4期医療費適正化計画に位置付けた目標の達成に向けて、各都道府県の実情に応じた取組を引き続き推進していく。

項目番号					見出し	「取り組むべき施策」の記載	【最終版】具体的な取組(2023年4月以降)	今後予定している取組
			④		チーム医療の推進について	拠点病院等は、多職種連携をさらに推進する観点から、拠点病院等におけるチーム医療の提供体制の整備を進めるとともに、都道府県がん診療連携協議会において地域の医療機関と議論を行い、拠点病院等と地域の医療機関との連携体制の整備に取り組む。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○「がん診療連携拠点病院等の整備について」(健発0801第16号 令和4年8月1日)において、拠点病院等における指定要件として、チーム医療の提供体制の整備を定めているほか、都道府県拠点病院連絡協議会における役割として、拠点病院等と地域の医療機関との連携体制の整備を求めている。 ○令和5～7年厚生労働科学研究「がん診療を行う医療機関における支持療法の質の向上に資する研究」において、「全国共通がん医科歯科連携講習会テキスト」を改訂した。 ○がん患者に対する栄養管理、実態把握と課題の整理を行っている。 ○令和7年8月1日に公表した「2040年を見据えたがん医療提供体制の均てん化・集約化に関するとりまとめ」において、「地域包括ケアシステムの観点から、患者が住み慣れた地域で質の高い医療を受け続けられるように、集約化の検討が必要な医療を提供する医療、患者の日頃の体調を把握している身近な診療所・病院のかかりつけ医、訪問看護ステーション、歯科医療機関、薬局、介護施設・事業所等、多職種・多機関との地域連携の強化がより一層重要となり、関係機関間での情報共有や役割分担を含む連携体制の整備と地域連携を担う人材育成の強化が求められる。」としており、地域連携体制の強化を推進している。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○当該取組の評価を行う観点から、地域における相談支援や緩和ケアの提供体制・連携体制について現況報告書を活用し、フォローアップを実施する予定である。 ○左記の厚生労働科学研究の結果を踏まえ、効果的ながん患者への栄養サポートのあり方を検討する。
						拠点病院等は、院内や地域の歯科医師、歯科衛生士等と連携し、医科歯科連携によるがん患者の口腔の管理の推進に引き続き取り組む。また、栄養サポートチーム等の専門チームと連携し、栄養指導や管理を行う体制の整備に引き続き取り組む。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○「がん診療連携拠点病院等の整備について」(健発0801第16号 令和4年8月1日)において、拠点病院等における指定要件として、口腔管理の推進を定めている。 ○令和7年8月1日に公表した「2040年を見据えたがん医療提供体制の均てん化・集約化に関するとりまとめ」において、「地域包括ケアシステムの観点から、患者が住み慣れた地域で質の高い医療を受け続けられるように、集約化の検討が必要な医療を提供する医療機関、患者の日頃の体調を把握している身近な診療所・病院のかかりつけ医、訪問看護ステーション、歯科医療機関、薬局、介護施設・事業所等、多職種・多機関との地域連携の強化がより一層重要となり、関係機関間での情報共有や役割分担を含む連携体制の整備と地域連携を担う人材育成の強化が求められる。」としている。 ○令和5～7年度厚生労働科学研究「がん診療を行う医療機関における支持療法の質の向上に資する研究」において、 ・「全国共通がん医科歯科連携講習会テキスト」を改訂した。 ・がん患者に対する栄養管理、実態把握と課題の整理を行っている。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 当該取組の評価を行う観点から、地域における相談支援や緩和ケアの提供体制・連携体制について、現況報告書を用いて、継続的に評価を行う予定である。 ○左記の厚生労働科学研究の結果を踏まえ、効果的ながん患者への栄養サポートのあり方を検討する。
			⑤		がんのリハビリテーションについて	国は、がん患者に対する適切なリハビリテーションの提供のため、引き続き、関係団体と連携し、がんのリハビリテーション研修を実施するとともに、研修内容の見直しについて検討する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○後援事業として、ライフ・プランニング・センターにおいて、がんのリハビリテーション研修を実施している他、専門的なリンパ浮腫研修に関する教育要綱の改訂を行っている。 ○令和5～7年度厚生労働科学研究「がんのリハビリテーション、およびリンパ浮腫診療の一層の推進に資する研究」において、「がんのリハビリテーション診療ガイドライン」の改訂を行っている。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○がんのリハビリテーション研修を継続していく。 ○「がんのリハビリテーション診療ガイドライン」を改訂する。
						国及び都道府県は、研修を受講した医師や看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の拠点病院等への配置を推進し、入院に加え外来においても、効果的・継続的ながんのリハビリテーション提供体制の整備を推進する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○従前の「リハビリテーションに携わる専門的な知識および技能を有する医師」の配置に加え、「がん診療連携拠点病院等の整備について」(健発0801第16号 令和4年8月1日)において、「がんのリハビリテーション研修を受けた医療従事者の配置」を望ましい要件として追加した。 ○令和5～7年度厚生労働科学研究「がんのリハビリテーション、およびリンパ浮腫診療の一層の推進に資する研究」において、がん診療連携拠点病院等の医療機関や外来、在宅医療機関においてもリハビリが実施できる体制を構築するために、がんのリハビリテーションを適切に提供するためのアルゴリズムに基づいた判断支援ツールを作成し、有効性を検証した。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○当該取組の評価を行う観点から、がんのリハビリテーション研修を受けた医療従事者の配置の状況については、現況報告書を用いて、継続的に評価を行う予定である。 ○がんリハビリテーション研修を受けた医療従事者の配置状況を踏まえ、次期「がん診療連携拠点病院等の整備について」(健発0801第16号 令和4年8月1日)の改定において、その必須化を検討していく。 ○厚生労働科学研究で作成したがんのリハビリテーションの提供のための判断支援ツールを普及していく。
			⑥		支持療法の推進	国は、患者が、治療に伴う副作用・合併症・後遺症への見通しを持ち、身体的苦痛や外見の変化等があった際に容易に相談できるよう、多職種による相談支援体制の整備や医療従事者への研修の実施等を推進する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○多職種による相談支援体制の整備にむけて、令和5～7年度にて、アピアランス支援モデル事業を実施し、がん診療連携拠点病院等における効果的なアピアランスケア提供体制について検証した。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○アピアランス支援モデル事業の検証結果を踏まえ、整備指針の改定等により、がん診療連携拠点病院等におけるアピアランスケアの提供体制の整備を推進していく。 ○引き続き、国立がん研究センターにおいて、アピアランスケア研修会を行う。 ○厚生労働科学研究の研究結果を踏まえ、医療従事者を対象とした支持療法に関する教育を推進する。

項目番号					見出し	「取り組むべき施策」の記載	【最終版】具体的な取組(2023年4月以降)	今後予定している取組
						国は、支持療法の更なる充実に向けて、実態把握を行うとともに、科学的根拠に基づく支持療法が実施されるよう、関係団体等と連携し、専門的なケアが受けられる体制の整備等を推進する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和5～7年厚生労働科学研究「がんのリハビリテーション、およびリンパ浮腫診療の一層の推進に資する研究」において、リンパ浮腫診療の診療体制の実態把握や、効果的な診療ネットワークの構築を目的とし、関連団体と連携し、「がんのリハビリテーション・リンパ浮腫診療ネットワークコンソーシアム」を構築した。 ○令和5～7年厚生労働科学研究「がん診療を行う医療機関における支持療法の質の向上に資する研究」において、拠点病院等のがん診療を行う医療機関における支持療法の質の向上策の検討及び、QIの研究に関する研究を実施している。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○全国のリンパ浮腫診療について、各地域における診療ネットワークの構築および診療ネットワーク情報をわかりやすい形で公開することにより、リンパ浮腫診療の普及や均てん化を図る。(厚生労働科学研究の取組として実施) ○支持療法における適切なQIを策定し、今後拠点病院等の指定要件に追加することを検討する。
			⑦		がんと診断された時からの緩和ケアの推進について			
				(ア)	緩和ケアの提	国は、拠点病院等を中心とした医療機関において、がん医療に携わる全ての医療従事者により、がん患者の身体的苦痛や、がん患者やその家族等の精神心理的苦痛、社会的な問題等の把握及びそれらの個別の状況に応じた適切な対応が、地域の実情に応じて、診断時から一貫して行われる体制の整備を推進する。特に、がんの診断時は、がん患者やその家族等にとって、診断による衝撃への対応や今後の治療・生活への備えが必要となる重要な時期であることを踏まえ、これらの精神心理的苦痛や社会的苦痛に対する適切な支援が全ての医療従事者により提供され、また、必要に応じて緩和ケアチームとの速やかな連携が図られるよう、医療従事者への普及啓発策 等を含め、必要な体制の整備を推進する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○「がん診療連携拠点病院等の整備について」(健発0801第16号 令和4年8月1日)において、「外来初診時から治療開始までを目途に、がん患者及びその家族が必ず一度はがん相談支援センターを訪問することができる体制を整備すること。また、緩和ケアセンターとの連携を図り、がん患者とその家族に対して、緩和ケアに関する高次の相談支援を提供する体制を確保すること。」としており、がん患者が診断時から必要に応じ相談ができる体制を整備している。 ○「がん診療連携拠点病院等の整備について」(健発0801第16号 令和4年8月1日)において、「緩和ケアチームへがん患者の診療を依頼する手順等、評価された苦痛に対する対応を明確化し、院内の全ての診療従事者に周知するとともに、患者とその家族に緩和ケアに関する診療方針を提示すること」としており、必要に応じて緩和ケアチームと速やかに連携が図れる体制を整備している。 ○緩和ケア研修会の中で、専門的な緩和ケアへのつなぎ方について学ぶ機会を設けている。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○「がん診療連携拠点病院等の整備について」(健発0801第16号 令和4年8月1日)に、緩和ケア研修の実施に係る要件を年に1回の実施を明示する。 ○引き続き、緩和ケア研修会を実施し、医療従事者への緩和ケアに関する教育と普及啓発を推進していく。
						国は、がん患者が望んだ場所で過ごすことができるよう、拠点病院等を中心に、地域の医療機関や在宅療養支援診療所等の医療・介護を担う機関と連携した、在宅を含めた地域における緩和ケア提供体制の整備を推進する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○「がん診療連携拠点病院等の整備について」(健発0801第16号 令和4年8月1日)において、在宅を含めた地域における緩和ケア提供体制の整備を推進している。 ○令和5～7年度厚生労働科学研究「がん診療連携拠点病院等での治療が終了したがん患者の、終末期の療養場所における治療や緩和ケアの実態、および、がん診療連携拠点病院等以外の医療機関における緩和ケアの提供体制等の実態把握に資する研究」にて、実態把握を進めている。 ○国立がん研究センター委託事業「地域緩和ケア等ネットワーク構築事業」において、地域全体で緩和ケアを推進していくために、二次医療圏レベルでの顔の見える関係づくりを促し、連携における地域の課題が整理され解決されるよう、地域の医療機関等のネットワークを築いていく人材の育成を行っている。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○厚生労働科学研究の結果を踏まえ、緩和ケア部会等により、地域における緩和ケア提供体制のあり方について検討する。 ○「地域緩和ケア等ネットワーク構築事業」における、地域緩和ケア連携調整員のあり方について検討する。
						国は、関係学会等と連携し、国民に対する、緩和ケアに関する正しい知識の普及啓発を引き続き推進する。また、拠点病院等は、地域の医療従事者も含めた緩和ケアに関する研修を定期的開催するとともに、地域におけるがん診療や在宅医療に携わる医療機関、関係団体及び地方公共団体と連携し、専門的な疼(とう)痛治療を含む緩和ケアに係る普及啓発 及び実施体制の整備を進める。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○引き続き、がん等における新たな緩和ケア研修等事業において、国民に対する緩和ケアの普及啓発を委託事業として実施する。 ○「がん診療連携拠点病院等の整備について」(健発0801第16号 令和4年8月1日)において、緩和ケア研修の定期的な開催を指定要件として定めているほか、普及啓発及び実施体制の整備を求めている。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○国民に対する緩和ケアの普及啓発を行う予定である。 ○緩和ケア研修会の定期的な開催を行う予定である。
						国は、入院だけでなく外来等における緩和ケアの充実に向け、専門的な人材の配置等も含め、検討する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○「がん診療連携拠点病院等の整備について」(健発0801第16号 令和4年8月1日)において、緩和ケア外来の設置など外来において専門的な緩和ケアを提供できる体制を整備すること、としている。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○引き続き、「がん診療連携拠点病院等の整備について」(健発0801第16号 令和4年8月1日)において外来における専門的な緩和ケアの提供体制の整備を進める。
						国は、緩和ケアに係る実地調査等を定期的かつ継続的に実施するための方策について、研究を行い、研究結果を踏まえ検討する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和4～6年度厚生労働科学研究「がん診療連携拠点病院等における緩和ケアの質の向上に資する実地調査の実装、及びがんと診断された時からの緩和ケアの更なる推進に資する研究」において、実地調査に係る研究を行った。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 厚生労働科学研究の結果を踏まえ、緩和ケア部会等で実地調査を含めた拠点病院等における緩和ケアの質の評価について検討する。
						国は、緩和ケアチームにより提供されるケアの質の向上のため、専門的な緩和ケアの質の評価等の方策について研究を行う。また、患者体験調査や遺族調査等により、患者やその家族等に、適切な緩和ケアが提供されているかどうかを、引き続き定期的かつ継続的に把握する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和5～7年度厚生労働科学研究「緩和ケアチーム等により提供される専門的な緩和ケアの質の評価に資する研究」にて、専門的な緩和ケアの質の評価に資する研究を実施している。 ○令和5年度に遺族調査、患者体験調査を実施し、令和7年度に結果を公表した。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和7年度に遺族調査、小児患者体験調査を予定している。

項目番号					見出し	「取り組むべき施策」の記載	【最終版】具体的な取組(2023年4月以降)	今後予定している取組
						国は、拠点病院等以外の医療機関における緩和ケアの充実に向け、緩和ケア提供体制の実態や課題等を把握するための調査及び研究を行う。また、拠点病院等における治療が終了した後の患者が、望んだ場所で適切な治療やケアが受けられるように、他院への転院や在宅医療への移行なども含め、終末期医療を受ける場や療養場所の決定に至る意思決定及びこれらの場所における終末期医療の実態等について研究を行い、適切な療養場所の提供や、治療やケアの質の向上について検討する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和5～7年度厚生労働科学研究「がん診療連携拠点病院等以外の医療従事者ががん診療連携拠点病院等の緩和ケアチーム等へ相談する体制の整備に関する研究」において、拠点病院以外の医療機関における緩和ケアの充実に向けた研究を行っている。 ○令和5～7年度厚生労働科学研究「がん患者の療養場所に関する意思決定プロセス、および、療養場所における医療・緩和ケアの実態、提供体制と質に関する多面的評価研究」において、拠点病院等における治療が修了した患者の意思決定に関する調査等を行っている。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○厚生労働科学研究の結果を踏まえ、緩和ケア部会等により、地域における緩和ケア提供体制のあり方について検討する。 ○「地域緩和ケア等ネットワーク構築事業」における、地域緩和ケア連携調整員のあり方について検討する。
				(イ)	緩和ケア研修	国は、がん医療に携わる全ての医療従事者が基本的な緩和ケアを実践し、その知識や技能を維持・向上できるよう、緩和ケア研修会の更なる推進に努めるとともに、関係団体等と連携し、医療用麻薬の適正使用や、専門的な緩和ケアへのつなぎ方等の観点も踏まえ、緩和ケア研修会の学習内容や、フォローアップ研修等について検討し、必要な見直しを行う。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和5年9月に開催した第7回がんの緩和ケアに係る部会において、緩和ケア研修会の見直しについての検討を行った。 ○「がん診療連携拠点病院等の整備について」(健発0801第16号 令和4年8月1日)において、緩和ケア研修会の開催と、施設に所属する医師・歯科医師が研修を修了する体制の整備、緩和ケアに従事するそのほかの診療従事者についても受講を促すこと、としており、緩和ケア研修会の推進に努めている。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○がんの緩和ケアに係る部会での検討を踏まえ、緩和ケア研修会に係る指針の改定を予定している。 ○引き続き、緩和ケア研修会の推進に努める。
			⑧		妊孕性温存療法について	国は、適切ながん・生殖医療の提供を推進するため、がん医療と生殖医療の連携の下、がん治療が妊孕性に与える影響に関する説明と、妊孕性温存療法及びがん治療後の生殖補助医療に関する情報提供や意思決定の支援が、個々の患者の状態に応じて適切に行われるよう、人材育成等の体制整備を推進するとともに、研究促進事業を通じたエビデンス創出に引き続き取り組む。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和5～7年度に厚生労働科学研究費補助金で補助を行っている「小児・AYA世代がん患者に対するがん・生殖医療における心理社会的支援体制の構築と安全な長期検体保管体制の構築を目指した研究―サバイバースhip向上を志向して」において、がん・生殖医療に携わる医療従事者の人材育成、患者教育及び普及啓発に資する資料の作成を進めている。また、同研究において、妊孕性温存検体の安全かつ確実な長期保管方法および運用体制の構築のため、実態調査を行い、手引きの作成を進めている。 ○「小児・AYA 世代がん患者等の妊孕性温存に関する診療ガイドライン」が令和6年12月に改訂されたことに伴い、当該ガイドラインの主な改訂のポイントと研究促進事業における対象患者要件への影響をとりまとめ、令和7年1月に事務連絡を発出した。さらにこれを踏まえ、令和7年4月に実施要綱の一部改正を行った。 ○引き続き、研究促進事業を通じて、臨床情報等のデータを収集し、令和5～7年度に厚生労働科学研究費補助金で補助を行っている「小児・AYA世代のがん患者等に対する妊孕性温存療法のエビデンス確立を目指した研究―安全性と有効性の創出を目指して」において、妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療の有効性・安全性のエビデンスのとりまとめを行っている。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○小児・AYA世代のがん患者等に対しがん治療開始前に必要とする情報提供を適切に行えるよう、さらなる対策についての議論を進める。また、都道府県・原疾患治療施設・妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療実施機関の三者の連携体制の整備を促進するための議論を引き続き進める。 ○引き続き、研究促進事業を通じて、臨床情報等のデータを収集し、妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療の有効性・安全性のエビデンス創出に取り組む。 ○研究促進事業における運用改善に資するよう、必要に応じて、実施要綱の改訂を検討する。
			(2)		希少がん及び難治性がん対策	国及び都道府県は、患者やその家族等への情報提供の更なる推進のため、拠点病院等における診療実績や、医療機関間の連携体制等について、患者やその家族等の目線に立った分かりやすい情報提供を推進する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和4～6年度に厚生労働科学研究費補助金で補助を行った「科学的根拠に基づくがん情報の提供及び均てん化に向けた体制整備に資する研究」において、がん患者が正しい情報を得られるよう、信頼できる情報支援データベースの整備やアクセスしやすい情報検索システムの検討、診断時の適切な情報提供方策の検討を目的として、AIチャットボット開発や患者調査、相談支援センターの課題分析を行い、好事例の共有を行った。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○「科学的根拠に基づくがん情報の提供及び均てん化に向けた体制整備に資する研究」での成果を踏まえ、令和10年度に改定を予定している「がん診療連携拠点病院等の整備について」の改定に向けて議論していく。 ○また、がん医療提供体制のあり方に関する検討会における「2040年を見据えたがん医療提供体制の集約化・均てん化に関するとりまとめ」の中で、「がん患者が安全で質の高い患者本位の医療を適切な時期に受療できるよう、院内がん登録を実施している医療機関を対象として、都道府県内の医療機関ごとの診療実績を、院内がん登録等の情報を用いて、医療機関の同意のもと一元的に発信することとし、その際に公表する項目について協議する。」としている。
						国は、希少がん患者及び難治性がん患者の、高度かつ専門的な医療へのアクセシビリティを向上させるため、都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会における地域の実情を踏まえた議論を推進し、拠点病院等の役割分担に基づく医療機関間の連携体制の整備を推進する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和5～7年度に厚生労働科学研究費補助金で補助を行っている「希少がん診療・相談支援におけるネットワーク構築に資する研究」において、令和6年度までに診療・情報提供の中心となる希少がん中核拠点センターを全国に整備し、ネットワーク体制を構築した。また、新たな希少がん分類(NCRC)を策定し、全国がん登録データを適用し日本における希少がん種を明らかにした。さらに、希少がんの情報提供サイトの公開、希少がんホットラインの整備、病理コンサル体制の統合、治療開発(MASTER KEY Project)の進展などを進め、遠隔相談や地域格差是正の取組も開始した。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○「希少がん診療・相談支援におけるネットワーク構築に資する研究」での成果を踏まえ、令和10年度に改定を予定している「がん診療連携拠点病院等の整備について」の改定に向けて議論する。 ○また、がん医療提供体制のあり方に関する検討会における「2040年を見据えたがん医療提供体制の集約化・均てん化に関するとりまとめ」の中で、「複数の都道府県が連携して医療提供体制の整備を推進し、特に高度な専門性が必要な小児がん・希少がん診療については、国や地域ブロック単位での集約化を図り、国立がん研究センターなどの専門拠点と連携しながら、都道府県がん診療連携協議会で役割分担を議論し、効率化的かつ質の高い医療提供を目指す。」としている。

項目番号					見出し	「取り組むべき施策」の記載	【最終版】具体的な取組(2023年4月以降)	今後予定している取組
						国は、希少がんについて、適切な診断に基づく治療を提供するため、病理診断や治療に係る希少がん中央機関と拠点病院等との連携体制の整備を引き続き推進する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○国立がん研究センターや日本病理学会を中心としたコンサルテーションシステムで病理診断のサポートを行っている。また、病理診断や治療に係る希少がん中央機関と拠点病院等連携強化およびゲノム解析等を盛り込んだ病理診断支援による病理診断精度の向上、関連研究(令和5～7年度厚生労働科学研究「希少がん診療・相談支援におけるネットワーク構築に資する研究」において)の推進を行っている。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 「希少がん診療・相談支援におけるネットワーク構築に資する研究」での提言も踏まえ、がん診療提供体制のあり方に関する検討会等において、希少がん診療体制の整備に向けた議論を進めていく。
						国は、希少がん及び難治性がん領域における薬剤アクセスの改善に向けて、日本の薬事規制等の海外の中小バイオ企業への周知等を通じ、日本での早期開発を促すなど治験の実施(国際共同治験への参加を含む。)を促進する方策を検討するとともに、希少がん中央機関、拠点病院等、関係学会及び企業等と連携した研究開発を推進する。また、関係学会等と連携した診療ガイドラインの充実を図る。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和5年12月4日大臣合意の「がん研究10か年戦略(第5次)」において、「希少がんについては、ドラッグラグ・ドラッグロスが指摘されており、患者数及び研究者の数も限られるため、新たな臨床試験の手法の確立が求められる。難治性がんについては、早期発見手法の開発や、浸潤・転移といったがんの特性を解明し克服する研究を推進する必要がある。」としている。 【医薬局医薬品審査管理課】 ○海外の中小バイオ企業による日本での開発・薬事申請を促すため、PMDA米国事務所を相談・支援の窓口となる拠点として設置(2024年11月)し、PMDAと厚生労働省が連携して米国等において、英語で、日本の薬事制度の情報発信、薬事の相談対応を無料で行う事業(医薬品国内開発伴走事業)を実施中である。 【医政局研究開発政策課】 ○令和7年度より国際共同治験ワンストップ相談窓口事業を開始し、海外のスタートアップ等が日本で開発を行う際にワンストップで相談を行える窓口の設置を進めている。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○「がん研究10か年戦略(第5次)」の内容を踏まえ、引き続きAMED革新的がん医療実用化研究事業で研究推進・支援を行っていく。 【医薬局医薬品審査管理課】 ○引き続き海外の中小バイオ企業による日本での開発・薬事申請を促すため、PMDA米国事務所を相談・支援の窓口となる拠点として、PMDAと厚生労働省が連携して米国等において、英語で、日本の薬事制度の情報発信、薬事の相談対応を実施していく。 【医政局研究開発政策課】 ○ワンストップ相談窓口の運営を開始する。
		(3)			小児がん、AYA世代のがん対策	国は、小児がん拠点病院等と、拠点病院等や地域の医療機関等との連携を含め、地域の実情に応じた小児・AYA世代のがん医療提供体制の整備を推進する。また、小児がん拠点病院連絡協議会における地域ブロックを超えた連携体制の整備に向けた議論を推進する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○「小児がん拠点病院等の整備について」(健発0801第17号 令和4年8月1日)において、小児がん拠点病院を指定し、「地域全体の小児・AYA世代のがん医療及び支援の質の向上に資すること」を求めているほか、小児がん中央機関は小児がん拠点連絡協議会の議論を踏まえ、全国の小児がん診療の連携体制を整備の役割を担うこととしている。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和8年度に改定を予定している「小児がん拠点病院等の整備について」の改定に向けて議論する。 ○また、がん医療提供体制のあり方に関する検討会における「2040年を見据えたがん医療提供体制の集約化・均てん化に関するとりまとめ」の中で、「複数の都道府県が連携して医療提供体制の整備を推進し、特に高度な専門性が必要な小児がん・希少がん診療については、国や地域ブロック単位での集約化を図り、国立がん研究センターなどの専門拠点と連携しながら、都道府県がん診療連携協議会で役割分担を議論し、効率のかつ質の高い医療提供を目指す。」としている。
						小児がん拠点病院等は、自施設の診療実績、診療機能や、他の医療機関との連携体制等について、患者やその家族等の目線に立った分かりやすい情報提供に取り組む。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○「小児がん拠点病院等の整備について」(健発0801第17号 令和4年8月1日)において、小児がん拠点病院を指定し、「小児がん及びAYA世代で発症するがんについて、自施設及び自らが指定した小児がん連携病院の診療実績、診療機能及び診療従事者の専門とする分野・経歴などを、わかりやすく情報提供すること」を指定要件としている。 ○「がん診療連携拠点病院等の整備について」(健発0801第16号 令和4年8月1日)において、がん相談支援センターの設置を求めており、院内の見やすい場所にごがん相談支援センターによる相談支援を受けられる旨の掲示をするなど、がん相談支援センターについて積極的に広報することを求めている。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○小児がん拠点病院等の現況報告書で要件充足状況を確認、状況把握していく。
						国は、長期フォローアップの更なる推進のため、小児がん経験者の晩期合併症について実態把握を行うとともに、小児がん拠点病院等と、拠点病院等、地域の医療機関、かかりつけ医等の連携を含め、地域の実情に応じた小児・AYA世代のがん患者の長期フォローアップの在り方を検討する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和5～7年度に厚生労働科学研究費補助金で補助を行っている「小児がん拠点病院等及び成人診療科との連携による長期フォローアップ体制の構築のための研究」において、令和6年度までに小児がん経験者のデータを系統的かつ一元的に集積するための全国規模の情報インフラである長期フォローアップセンターを構築し、日本小児がん研究グループ(JCCG)大規模観察研究における一次調査データの結果をもとに前向き観察研究を計画した。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○「小児がん拠点病院等及び成人診療科との連携による長期フォローアップ体制の構築のための研究」での成果を踏まえ、令和8年度に改定を予定している「小児がん拠点病院等の整備について」(健発0801第17号 令和4年8月1日の改定に向けて議論していく。

項目番号					見出し	「取り組むべき施策」の記載	【最終版】具体的な取組(2023年4月以降)	今後予定している取組
						国は、小児がん領域における薬剤アクセスの改善に向けて、日本の薬事規制等の海外の中小バイオ企業への周知等を通じ、日本での早期開発を促すなど治験の実施(国際共同治験への参加を含む。)を促進する方策を検討するとともに、小児がん中央機関、小児がん拠点病院等、関係学会及び企業等と連携した研究開発を推進する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和5年12月4大臣合意の「がん研究10か年戦略(第5次)」において、「小児・AYA世代のがんにおいては、その希少性も一因となり臨床試験のハードルが高いこと、成人のがんと比較して病態が特殊であることから研究開発が進まず、希少がんと同じくドラッグラグ・ドラッグロスが指摘されている。また、晩期合併症や長期的なQOLに着目した研究、緩和ケアや療養環境に関する研究も求められる。」としている。 【医薬局医薬品審査管理課】 ○海外の中小バイオ企業による日本での開発・薬事申請を促すため、PMDA米国事務所を相談・支援の窓口となる拠点として設置(2024年11月)し、PMDAと厚生労働省が連携して米国等において、英語で、日本の薬事制度の情報発信、薬事の相談対応を無料で行う事業(医薬品国内開発伴走事業)を実施中である。 ○令和7年5月に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正を行い、医薬品の製造販売業者に対して、小児用医薬品開発の計画策定を努力義務とした(令和8年5月1日施行予定)。 ○「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議」(以下「検討会議」という。)において、要望募集で提出された案件について、医療上の必要性の評価を行い、検討会議の検討結果を踏まえ、企業に開発要請を行っている。ドラッグロス解消に向けて、欧米では承認されているが国内開発未着手の医薬品について、国が能動的に情報を整理する取組を実施中。また、日本への開発を促すため、海外企業向けの周知文書を作成し、現在公募中の品目に関する概要や助成に関する情報を盛り込んだ海外企業向けの周知文書を作成し、公開している。 【医政局研究開発政策課】 ○AMEDにおいて、小児・AYAがん患者の薬剤アクセスの改善を目的とした、患者申出療養制度に基づく特定臨床研究を採択し、令和5～8年度で実施している。 ○令和7年度より国際共同治験ワンストップ相談窓口事業を開始し、海外のスタートアップ等が日本で開発を行う際にワンストップで相談を行える窓口の設置を進めている。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○「がん研究10か年戦略(第5次)」の内容を踏まえ、引き続きAMED革新的がん医療実用化研究事業で研究推進・支援を行っていく。 【医薬局医薬品審査管理課】 ○引き続き、海外の中小バイオ企業による日本での開発・薬事申請を促すため、PMDA米国事務所を相談・支援の窓口となる拠点として、PMDAと厚生労働省が連携して米国等において、英語で、日本の薬事制度の情報発信、薬事の相談対応を実施していく。 【医政局研究開発政策課】 ○小児がん領域を含め患者ニーズや社会的ニーズは高いものの企業による開発が進みにくい領域において、引き続き研究開発を進めるため、令和8年度当初予算にてAMED臨床研究・治験推進事業において要求を予定している。 ○ワンストップ相談窓口の運営を開始する。
		(4)			高齢者のがんについて	高齢者のがん患者が、例えば、複数の慢性疾患を有している、介護事業所等に入居しているなど、それぞれの状況に応じた適切ながん医療を受けられるよう、拠点病院等は、地域の医療機関及び介護事業所等との連携体制の整備を進める。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 令和6～7年度厚生労働科学研究「介護ニーズを併せ持つ、治療中の高齢者のがん患者が抱える治療や療養生活に関する課題の把握及び地域における医療・療養生活に関する支援の提供に資する研究」において、介護を含む高齢がん患者の治療・療養生活の実態把握を調査し、地域や特性に応じた支援について調査中である。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 意思決定支援も含め、高齢者のがんについて厚生労働科学研究の結果を踏まえ、検討していく。
						国は、高齢者のがん患者に対する適切な治療及びケアの提供を推進するため、関係団体等と連携し、更なるガイドラインの充実を推進するとともに、高齢者のがん患者に対するがん医療の実態把握を行う。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和6～7年度厚生労働科学研究「介護ニーズを併せ持つ、治療中の高齢者のがん患者が抱える治療や療養生活に関する課題の把握及び地域における医療・療養生活に関する支援の提供に資する研究」及び令和5～7年度厚生労働科学研究「高齢がん患者の在宅療養環境の実態と課題の把握、及び高齢がん患者のフォローアップ体制に関する研究」において、高齢者のがん医療の在宅療養環境等につき実態把握を行い、多職種連携の課題等について調査中である。 ○令和7年8月1日に公表した「2040年を見据えたがん医療提供体制の均てん化・集約化に関するとりまとめ」において、「85歳以上のがん罹患患者に対して、全身状態や併存疾患、治療自体による身体的負担等を加味するとともに、本人・家族の意思を踏まえどのような治療法が最適であるか、また、療養環境の支援のあり方に関する研究を推進すること。」としており、高齢者のがん患者に対する研究を推進している。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 厚生労働科学研究の結果は、高齢者のがん医療を検討するための基礎資料とし、今後の「がん診療連携拠点病院等の整備について」(健発0801第16号 令和4年8月1日)の改定に活用する。
						国は、高齢者のがん患者が適切な意思決定に基づき治療等を受けられるよう、高齢者のがん患者やその家族等の意思決定支援に係る取組を推進する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○「がん診療連携拠点病院等の整備について」(健発0801第16号 令和4年8月1日)において、「高齢者のがん患者や障害を持つがん患者について、患者や家族の意思決定支援の体制を整え、地域の医療機関との連携等を図り総合的に支援すること」を指定要件として追加した。 ○令和5～7年度厚生労働科学研究「高齢がん患者の在宅療養環境の実態と課題の把握、及び高齢がん患者のフォローアップ体制に関する研究」において、高齢がんサバイバーの意思決定を含めた医療・介護・福祉職とのコミュニケーションについて課題を抽出し連携支援体制について調査中である。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○高齢がん患者の意思決定支援に係る取組について、厚生労働科学研究の結果も踏まえ、がんとの共生のあり方に関する検討会で検討していく。

項目番号					見出し	「取り組むべき施策」の記載	【最終版】具体的な取組(2023年4月以降)	今後予定している取組
			(5)		新規医薬品、医療機器及び医療技術の速やかな医療実装	国は、拠点病院等における臨床研究等の推進に引き続き取り組むとともに、患者目線の分かりやすい情報提供の在り方について検討し、拠点病院等に対し周知する。拠点病院等は、患者に対し、臨床研究等の適切な実施及び情報提供を行うとともに、必要に応じて適切な医療機関への紹介を行う。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○「がん診療連携拠点病院等の整備について」(健発0801第16号 令和4年8月1日)において、拠点病院等の指定要件として、治験も含めた医薬品等の臨床研究、先進医療、患者申出療養等に関する適切な情報提供を行うとともに、必要に応じて適切な医療機関への紹介を追加した。 ○がん相談支援センターにて相談員による適切な情報提供を実施できるよう、「がん相談支援センター相談員研修基礎研修(2)」において「臨床試験」に関する情報提供を学ぶ場を設けており、整備指針において相談支援センターには本研修受講修了者の配置を義務付けている。 ○患者が国内で行われている臨床試験について検索できるよう、国立がん研究センターが運営する「がん情報サービス」において、「がんの臨床試験を探す」ページを作成し、随時更新している。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○引き続き、がん相談支援センターにて相談員による適切な情報提供を実施できるよう、「がん相談支援センター相談員研修基礎研修(2)」の受講を促進していく。 ○がん診療連携拠点病院等の現況報告書にて、要件の充足状況を確認し、把握していく。 ○患者が国内で行われている臨床試験について検索できるよう、国立がん研究センターが運営する「がん情報サービス」において、「がんの臨床試験を探す」ページを随時更新する。 ○当該取組の評価を行う観点から、臨床試験に参加していない地域の患者さんやご家族向けの問い合わせ窓口を設置している拠点病院等の割合について、継続的に評価を行う予定である。
						国は、先進医療、患者申出療養制度等の評価療養、先駆的医薬品等指定制度等の既存の制度の適切な活用を促しつつ、がん研究の成果の速やかな実装を、科学的根拠に基づき、引き続き推進する。	【保険局医療課】 ○保険外併用療養制度(治験、先進医療や患者申出療養)として、有効性・安全性の評価が一定程度認められている医薬品については、保険診療との併用が可能となっている。 【医薬局医薬品審査管理課】 ○先駆的医薬品の指定制度については、開発計画等を踏まえ、企業等による指定に向けた相談に応じている。	【保険局医療課】 ○保険外併用療養費制度の活用も含め、引き続き、治療を必要とする患者が、有効な薬剤へアクセスできるよう取り組みを実施していく。 【医薬局医薬品審査管理課】 ○引き続き、先駆的医薬品の指定に向けた相談等、実装に向けた取組を実施していく。
						国は、がん医療に係る治療薬等へのアクセス改善に向け、日本の薬事規制等の海外の中小バイオ企業への周知等を通じ、日本での早期開発を促すなど治験の実施(国際共同治験への参加を含む。)を促進する方策を検討するとともに、関係学会及び企業等と連携した研究開発を推進する。また、それらの実用化に向けた課題の整理と、既存制度の見直しを含めた対応策の検討を行い、速やかな医療実装を着実に進める。	【医薬局医薬品審査管理課】 ○海外の中小バイオ企業による日本での開発・薬事申請を促すため、PMDA米国事務所を相談・支援の窓口となる拠点として設置(2024年11月)し、PMDAと厚生労働省が連携して米国等において、英語で、日本の薬事制度の情報発信、薬事の相談対応を無料で行う事業(医薬品国内開発伴走事業)を実施中である。 【医政局医薬産業振興・医療情報企画課/研究開発政策課】 ○令和7年度より国際共同治験ワンストップ相談窓口事業を開始し、海外のスタートアップ等が日本で開発を行う際にワンストップで相談を行える窓口の設置を進めている。	【医薬局医薬品審査管理課】 ○引き続き、海外の中小バイオ企業による日本での開発・薬事申請を促すため、PMDA米国事務所を相談・支援の窓口となる拠点として、PMDAと厚生労働省が連携して米国等において、英語で、日本の薬事制度の情報発信、薬事の相談対応を実施していく。 【医政局医薬産業振興・医療情報企画課/研究開発政策課】 ○ワンストップ相談窓口の運営を開始する。
	3				尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築			
		(1)			相談支援及び情報提供			
				①	相談支援につ	拠点病院等は、がん相談支援センターの認知度向上及びその役割の理解の促進のため、地域の関係機関等と連携して、自施設に通院していない者も含む患者やその家族等への適切なタイミングでの周知に引き続き取り組む。また、相談支援体制へのアクセシビリティを向上させるため、オンライン等を活用した体制整備を進める。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○「がん診療連携拠点病院等の整備について」(健発0801第16号 令和4年8月1日)において、がん相談支援センターを周知するために、地域の住民や医療・在宅・介護福祉等の関係機関に対し、がん相談支援センターに関する広報を行うことや、自施設に通院していない者からの相談にも対応することといった体制を整備することを、指定要件としていることに加え、がん相談支援センターに対し、必要に応じてオンラインでの相談を受け付けるなど、情報通信技術等も活用することを求めている。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○がん診療連携拠点病院等の現況報告書にて、要件の充足状況を確認し、把握していく。
						国は、相談支援の質を担保するため、関係団体等と連携し、がん相談支援に係る研修等に取り組む。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○「がん診療連携拠点病院等の整備について」(健発0801第16号 令和4年8月1日)に定めている「国立がん研究センターが実施するがん相談支援センター相談員研修」を引き続き実施する。 ○「がん相談員基礎研修(3)」については、応募が多く受講できない方が毎年一定数発生していた。そのため、令和5～7年度に厚生労働科学研究費補助金で補助を行っている「がんの相談支援の質の確保及び持続可能な体制の構築に資する研究」において、国立がん研究センター以外の関係団体が主催しても本研修と同等以上の研修効果があることを検証し、その効果が認められたことから、令和7年度より本研修に準拠する研修を開始している。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○引き続き、厚生労働科学研究にて、「がん相談員基礎研修(3)」の運用を検証していく。

項目番号					見出し	「取り組むべき施策」の記載	【最終版】具体的な取組(2023年4月以降)	今後予定している取組
						国は、効率的・効果的な体制を構築する観点から、多様化・複雑化する相談支援のニーズに対応できる質の高い相談支援体制の整備を推進するとともに、持続可能な相談支援体制の在り方等について検討する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○「がん診療連携拠点病院等の整備について」(健発0801第16号 令和4年8月1日)において、がん相談支援センター相談員研修を終了した者の配置を求めるなど、質の高い相談支援体制の整備を推進している。 ○令和5～7年度に厚生労働科学研究費補助金で補助を行っている「がんの相談支援の質の確保及び持続可能な体制の構築に資する研究」において、持続可能な相談支援体制の在り方等について調査を実施している。これにより、「がん相談員基礎研修(3)」の運用を進めることで、相談員の育成を推進することや、相談員が活用できる資材作成などを推進している。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○厚生労働科学研究の成果を踏まえ、「がん診療連携拠点病院等の整備について」(健発0801第16号 令和4年8月1日)の改定に向けて検討する。
						国は、拠点病院等と民間団体による相談機関やピア・サポーター等との連携体制の構築について検討する。併せて、相談支援の一層の充実を図るため、ICTや患者団体、社会的人材リソースを活用し、必要に応じて地方公共団体等の協力が得られる体制整備の方策について検討する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○「がん診療連携拠点病院等の整備について」(健発0801第16号 令和4年8月1日)において、ピア・サポートの質の向上に対する支援等に取り組むこと、患者サロン等の場にピア・サポーターを活用する、もしくは患者団体等と連携して実施するよう努めること等を求めている。 ○「がん総合相談に携わる者に対する研修事業」において、都道府県によるピア・サポーター養成研修開催の支援や、医療機関によるサポートグループの企画運営に関する研修など、ピア・サポーターとの連携体制に対する支援に努めている。 ○令和7年度がん対策推進総合研究事業「がん診療連携拠点病院等と患者団体や社会的人材リソースとの連携の推進に関する研究」にて、地域における相談支援の一層の充実に向けた調査を進めている。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○がん対策推進総合研究事業の研究を踏まえ、相談支援の一層の充実を図るための方策を検討する。
						国は、がん患者がピア・サポーター等からの支援を受けやすくなるよう、相談支援等に携わる者からピア・サポーター等につなげるための仕組みについても検討する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○「がん総合相談に携わる者に対する研修事業」において、都道府県によるピア・サポーター養成研修開催の支援や、医療機関によるサポートグループ企画運営に関する研修など、これまでピア・サポーターとの連携体制に対する支援に努めている。 ○令和7年度がん対策推進総合研究事業「がん診療連携拠点病院等と患者団体や社会的人材リソースとの連携の推進に関する研究」にて、地域における相談支援の一層の充実に向けた調査を進めている。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○がん対策推進総合研究事業の研究を踏まえ、相談支援の一層の充実を図るための方策を検討する。
			②		情報提供につ	国は、患者やその家族等が、必要な時に正しい情報を入手し、適切な選択ができるよう、ニーズや課題等の把握を進め、「情報の均てん化」に向けた適切な情報提供の在り方について検討する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和5～7年度に厚生労働科学研究費補助金で補助を行っている「科学的根拠に基づくがん情報の提供及び均てん化に向けた体制整備のあり方に関する研究」において、情報の均てん化に向けた適切な情報提供のあり方に関する研究を実施している。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○厚生労働科学研究の結果を踏まえ、引き続き検討を行う。
						国は、インターネット等に掲載されているがんに関する情報については、科学的根拠に基づいているとは言えない情報が含まれることを、国民に対して注意喚起するなど、引き続き、国立がん研究センターや関係団体等と連携して、がんに関する正しい情報の提供及び理解の促進に取り組む。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和5～7年度に厚生労働科学研究費補助金で補助を行っている「科学的根拠に基づくがん情報の提供及び均てん化に向けた体制整備のあり方に関する研究」において、人の行動特性に応じて国民が必要な情報にアクセスできるシステムの検討及び構築に関する研究を進めている。 ○国立がん研究センターの運営する「がん情報サービス」において、がんに関する正しい情報の発信等を進めている。また、2025年8月よりこれまでのFacebookに加え、X、Instagram、Lineでの広報を開始した。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○厚生労働科学研究の結果を踏まえ、引き続き検討を行う。 ○がん情報サービスについては、2027年のシステム更改時にはよりわかりやすい構造で示せるよう、ページ構成の検討を進めている。
						国は、障害等により情報取得や意思疎通に配慮が必要な人や、日本語を母国語としていない人への情報提供を適切に行うことで医療へのアクセスを確保するために、現状及び課題等を把握し、情報提供体制の在り方について検討する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和5～7年度に厚生労働科学研究費補助金で補助を行っている「がん罹患前より障害があるがん患者に対する医療機関における適切な医療・支援の実装に資する研究」において、検診も含めた情報提供のあり方について検討している。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○厚生労働科学研究の結果を踏まえ、引き続き検討を行う。 ○日本語を母国語としない人への情報提供については、今後厚生労働科学研究にて検討を予定している。
		(2)			社会連携に基づく緩和ケア等のがん対策・患者支援	拠点病院等は、地域の実情に応じた患者支援体制の構築のため、都道府県がん診療連携協議会において、セカンドオピニオンを受けられる医療機関や、緩和ケア及び在宅医療等へのアクセスに関する情報提供の在り方について検討する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○「がん診療連携拠点病院等の整備について」(健発0801第16号 令和4年8月1日)における指定要件として定めていくとともに、現況報告書で状況把握している。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○「がん診療連携拠点病院等の整備について」(健発0801第16号 令和4年8月1日)における指定要件として定めていくとともに、現況報告書で状況把握していく。

項目番号					見出し	「取り組むべき施策」の記載	【最終版】具体的な取組(2023年4月以降)	今後予定している取組
						拠点病院等は、地域包括ケアシステムの仕組みも踏まえつつ、地域の実情に応じて、介護事業所や薬局等の地域の関係機関との連携や、社会的支援や困難事例等への対応に取り組む。国は、地域の関係者間の連携体制を構築することで、地域における課題の解決を促すため、拠点病院等を中心とした施設間の連携・調整を担う者の育成に、引き続き取り組む。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○「地域緩和ケアネットワーク構築事業」において、拠点病院等を中心とした施設間の連携・調整を担う者として、地域緩和ケア連携調整員の育成に引き続き取り組む。 ○「がん診療連携拠点病院等の整備について」(健発0801第16号 令和4年8月1日)において、「地域の医療機関や在宅療養支援診療所等の医療・介護従事者と情報を共有し、役割分担や支援等について検討する場を設けること」を指定要件としている。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○「地域緩和ケア等ネットワーク構築事業」における、地域緩和ケア連携調整員のあり方について検討する。
						国は、セカンドオピニオンに関する情報提供及び利用状況等の実態把握を行い、関係団体等と連携した適切な情報提供の在り方について検討する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○がん診療連携拠点病院等の現況報告書や患者体験調査でセカンドオピニオンに関する実態把握に努めている。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 引き続き、「がん診療連携拠点病院等の整備について」(健発0801第16号 令和4年8月1日)及び現況報告書で状況把握していく。
		(3)			がん患者等の社会的な問題への対策(サバイバーシップ支			
			①		就労支援について	国は、がん患者・経験者やその家族等の生活の質の向上のため、現在の両立支援制度の効果及び課題を明らかにし、普及啓発、主治医から産業医への情報提供をはじめとする医療機関等と産業保健との一層効果的な連携等について検討する。また、国は、医療機関等において就労支援に携わる者が、産業医等と連携し、患者・事業主間の治療と仕事の両立へ向けた調整を支援できる体制の整備に取り組む。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○がん診療連携拠点病院機能強化事業における「がん患者の就労に関する総合支援事業」を実施し、がん診療連携拠点病院等における両立支援の体制強化に努めている。 【労働基準局安全衛生部労働衛生課メンタルヘルス対策・治療仕事の両立支援推進室】 ○厚生労働科学研究にて、治療と仕事を両立する患者に対する継続的な支援の実態と方策の検討を行った。	【労働基準局安全衛生部労働衛生課メンタルヘルス対策・治療仕事の両立支援推進室】 ○労働施策総合推進法の法改正に基づく治療と仕事の両立支援指針について検討会で検討する中で、産業医と主治医による情報交換など効果的な連携等について検討する。

項目番号					見出し	「取り組むべき施策」の記載	【最終版】具体的な取組(2023年4月以降)	今後予定している取組
						国は、再就職支援を推進する観点から、拠点病院等とハローワークとの連携体制の整備に引き続き取り組む。	【職業安定局首席室】 ○拠点病院等とハローワークとの連携体制の整備の取組を実施した。 ・ハローワークと連携した就職支援を行っている拠点病院等の割合は、令和5年4月1日時点では51.5%であったが、令和6年4月1日時点では52.9%、令和7年4月1日時点では54.4%と、割合は年々上昇している。 ・長期療養者就職支援事業を活用したがん患者の就職者数についても、令和4年度では2,224人であったが、令和5年度には2,336人、令和6年度には2,376人と実績は年々増加している。	【職業安定局首席室】 ○「長期療養者就職支援事業」において拠点病院等とハローワークの連携に引き続き取り組む。
						国は、就労支援のさらなる充実に向けて、様々な就労形態におけるがん患者の就労及び離職の実態を把握し、それを踏まえた就労支援の提供体制について検討する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和5～7年度に厚生労働科学研究費補助金で補助を行っている「がん患者の治療と仕事の両立支援や就職支援プログラムの実装に向けた研究」において、長期療養中に生じる課題やニーズ、医療機関や企業等における両立支援の普及状況等の実態把握などを実施した。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○厚生労働科学研究の成果等を踏まえ、作成した就労支援の介入プログラムの実装などを検討する。
						国は、がん患者が治療と仕事を両立できるよう、中小企業も含めて、企業における支援体制や、病気休暇、短時間勤務や在宅勤務(テレワーク)など企業における休暇制度や柔軟な勤務制度の導入等の環境整備を更に推進するため、産業保健総合支援センター等の活用や助成金等による支援、普及啓発に取り組む。	【労働基準局安全衛生部労働衛生課メンタルヘルス対策・治療仕事の両立支援推進室】 ○産業保健総合支援センターにおいて、治療と仕事の両立支援の専門スタッフを配置し、専門的研修、相談対応、事業場への訪問による制度導入等の支援を無料で提供している。	【労働基準局安全衛生部労働衛生課メンタルヘルス対策・治療仕事の両立支援推進室】 ○労働施策総合推進法の法改正を踏まえ、産業保健総合支援センターの支援体制の拡充に取り組む。
						国は、両立支援コーディネーターの更なる活用に向けて、その活動状況を把握するとともに、地域職域連携の観点からより効果的な配置について検討する。	【労働基準局安全衛生部労働衛生課メンタルヘルス対策・治療仕事の両立支援推進室】 ○両立支援コーディネーター養成研修修了者を対象としたフォローアップ調査を実施し、活動状況を把握している。 ○各地域において、両立支援コーディネーターを配置・活用している支援機関等(産業保健総合支援センターや自治体、医療機関、企業等)で構成する「地域両立支援推進チーム」を都道府県労働局に設置し、取組の連携や情報共有を図っている。	【労働基準局安全衛生部労働衛生課メンタルヘルス対策・治療仕事の両立支援推進室】 ○労働施策総合推進法の改正により、令和8年4月1日から、事業主に対し、治療と仕事の両立支援の取組の努力義務化を課すとともに、その適切・有効な実施を図るための指針を策定し、公表する予定。 ○労働施策総合推進法の改正に合わせて、「地域両立支援推進チーム」の体制強化について検討する。
			②		アピアランスケアについて	国は、アピアランスケアについて、患者やその家族等が正しい知識を身につけられるよう、医療従事者を対象とした研修等を引き続き開催するとともに、相談支援及び情報提供の在り方について検討する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○国立がん研究センター中央病院アピアランス支援センターにて「アピアランスケア研修会」(令和3年～)の開催を継続している。 ○多職種による相談支援体制の整備にむけて、令和5～7年度にアピアランス支援モデル事業を実施し、がん診療連携拠点病院において、相談支援及び情報提供を含む効果的なアピアランスケア提供体制について検証した。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和8年度からは、がん診療連携拠点病院機能強化事業(都道府県がん診療連携拠点病院を対象)にアピアランスケアの体制整備を組み入れる予定としている。
						国は、アピアランスケアの充実に向けて、拠点病院等を中心としたアピアランスケアに係る相談支援・情報提供体制の構築について検討する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○多職種による相談支援体制の整備にむけて、令和5～7年度にて、アピアランス支援モデル事業を実施し、がん診療連携拠点病院における効果的なアピアランスケア提供体制について検証した。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和8年度からは、がん診療連携拠点病院機能強化事業(都道府県がん診療連携拠点病院を対象)にアピアランスケアの体制整備を組み入れる予定としている。

項目番号					見出し	「取り組むべき施策」の記載	【最終版】具体的な取組(2023年4月以降)	今後予定している取組
			③		がん診断後の自殺対策について	国は、がん患者の診断後の自殺対策について、医療従事者等が正しい知識を身につけられるよう、研修等の開催や、相談支援及び情報提供の在り方について検討する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 令和5～7年度厚生労働科学研究「がん患者の自殺予防プログラムの実装と教育プログラム開発に向けた研究」において、「がん医療における自殺対策の手引き」の改訂、医療従事者に対する自殺対策に関する研修会の実施、がん患者の自殺対策のための院内フローモデルの作成に資する資料を作成した。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○がん対策推進協議会において自殺対策のフローを公表する。 ○「がん医療における自殺対策の手引き」を公表する。
						国は、がん診断後の自殺対策を推進するため、がん患者の自殺リスクやその背景等について実態把握を行い、必要な対応について検討する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和5～7年度の厚生労働科学研究「がん患者の自殺予防プログラムの実装と教育プログラム開発に向けた研究」において、がん患者の自殺に関する実態の把握や、がん患者の自殺予防プログラムの実装について研究を実施している。+M92	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○厚生労働科学研究の結果を踏まえ、引き続き検討する。
			④		その他の社会的な問題について	国は、高度化する治療へのアクセスを確保するため、患者・経験者・家族等の経済的な課題等を明らかにし、関係機関や関係学会等と協力して、利用可能な施策の周知や課題解決に向けた施策について検討する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和6～7年度厚生労働科学研究「がん患者とその家族の社会的課題への理解と支援に向けた総合的アプローチ」において、がん患者の経済的課題について調査を実施している。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○厚生労働科学研究の結果を踏まえ、必要な検討を行う。
						国は、障害がある等により情報取得や意思疎通に配慮が必要ながん患者の実態やニーズ、課題を明らかにし、がん検診や医療へのアクセス等の在り方について検討する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和5～7年度の厚生労働科学研究「障害があるがん患者に対する医療機関における適切な医療・支援の実装に資する研究」において、がんになる前から障害のある患者の受診実態と障害者への対応状況の実態把握を行い、情報提供のあり方について検討している。 ○令和5～7年度厚生労働科学研究「精神障害のある方に対するがん検診及びがん診療のアクセシビリティの向上に資する研究」において、精神障害者のがん検診及びがん診療のアクセシビリティを改善することを目的に、①精神科医療機関におけるがん検診勧奨法を開発、②市町村が有するがん検診データと障害福祉データを利活用し、精神障害者のがん検診受診率の動向明らかにする調査法の確立のための予備調査の実施、③がん診療連携拠点病院等において、精神障害のあるがん患者の治療を支援するためのプログラムの開発を実施している。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○厚生労働科学研究の結果を踏まえ、必要な検討を行う。 ○厚生労働科学研究において、①精神障害者に対するがん検診勧奨法の取組を広げるにあたり、どのような病院がこの方法を採用し取り組んでいるのか、病院の特徴を明らかにする、②予備調査を踏まえて、関西・中国・四国地方の全ての市町村を対象に調査を実施し、精神障害者のがん検診の受診率の動向を明らかにする、③精神障害者のあるがん患者の治療を支援するプログラムに沿った臨床実践し、プログラムの実行可能性を評価し、プログラムを修正する。
						地方公共団体は、がんに対する「偏見」の払拭や正しい理解につながるよう、民間団体や患者団体等と連携し、普及啓発に努める。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○都道府県は、がんへの正しい理解及びがん医療への適切な受診・協力等が得られることを目的として、がん患者、家族、地域住民又は児童生徒等に対するがんの知識・情報等の提供、普及啓発等に関する事業を実施している。 ○拠点病院においては、当該がん医療圏における学校や職域より依頼があった際には、外部講師として診療従事者を派遣し、がんに関する正しい知識の普及啓発を実施している。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○引き続き、都道府県や拠点病院等において、がんへの正しい知識の普及啓発に努めることとする。
		(4)			ライフステージに応じた療養環境への支援			
			①		小児・AYA世代について	国は、教育支援の充実に向けて、医療従事者と教育関係者との連携に努めるとともに、療養中に教育を必要とする患者が適切な教育を受けることのできる環境の整備、就学・復学支援等の体制整備を行う。また、ICTを活用した遠隔教育について、課題等を明らかにするため、実態把握を行う。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○「小児がん拠点病院等の整備について」において、「切れ目のない教育支援のためにICT(情報通信技術)等を活用した学習活動を含めた学習環境の整備を進めること」としている。 【文科省初等中等教育局特別支援教育課】 ○文部科学省では、令和5年3月に改正した告示及び通知の内容を踏まえ、「病気療養児に関する実態調査」の結果公表に併せて、各自治体等に対して事務連絡(令和5年10月27日付事務連絡)を発出するほか、特別支援教育等の担当者が集まる会議において、ICTを活用した遠隔授業の各自治体における事例を含めて周知を行うなど、取組を行ったところである。また、令和5～6年度には病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究事業を実施し、課題の整理等を行った。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○小児がん拠点病院等の現況報告書で要件充足状況を確認、状況把握していく。 【文科省初等中等教育局特別支援教育課】 改正した制度の内容や、各自治体における活用事例、調査研究の成果等について、各種会議等における説明等を通じて周知徹底を図ることで、病気療養中の児童生徒が適切に教育を受けることのできる環境の整備を促していく。

項目番号					見出し	「取り組むべき施策」の記載	【最終版】具体的な取組(2023年4月以降)	今後予定している取組
						国は、長期フォローアップや移行期支援など、成人診療科と連携した切れ目ない支援体制が、地域の実情に応じて構築できるよう、患者の健康管理の方法、地域における療養の在り方、再発・二次がん・併存疾患のフォローアップ体制等の医療・支援の在り方について検討する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和5～7年度に厚生労働科学研究費補助金で補助を行っている「小児がん拠点病院等及び成人診療科との連携による長期フォローアップ体制の構築のための研究」において、令和6年度までに小児がん経験者のデータを系統的かつ一元的に集積するための全国規模の情報インフラである長期フォローアップセンターを構築し、日本小児がん研究グループ(JCCG)大規模観察研究における一次調査データの結果をもとに前向き観察研究を計画した。 ○移行期医療については、令和5～7年度厚生労働科学研究「小児・AYA世代のがん経験者の健康アウトカムの改善および根治困難ながんと診断されたAYA世代の患者・家族の生活の質の向上に資する研究」と連携して研究を行っている。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○「小児がん拠点病院等及び成人診療科との連携による長期フォローアップ体制の構築のための研究」「小児・AYA世代のがん経験者の健康アウトカムの改善および根治困難ながんと診断されたAYA世代の患者・家族の生活の質の向上に資する研究」での成果を踏まえ、令和8年度に改定を予定している「小児がん拠点病院等の整備について」の改定に向けて議論していく。
						国は、小児・AYA世代のがん経験者の就労における課題の克服に向けて、ハローワークや地域若者サポートステーション等を含む就労支援に関係する機関や患者団体と連携した取組を引き続き推進する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和5～7年度に厚生労働科学研究費補助金で補助を行っている「がん患者の治療と仕事の両立支援や就職支援プログラムの実装に向けた研究」にて、就労前にがん罹患した小児患者等に対する就労支援のあり方について検討している。 【職業安定局首席室】 ○ハローワークと拠点病院等が連携し就労支援を実施した。 ・ハローワークと連携した就職支援を行っている拠点病院等の割合は、令和5年4月1日時点では51.5%であったが、令和6年4月1日時点では52.9%、令和7年度4月1日時点では54.4%と、割合は年々上昇している。 ・AYA世代を含む長期療養者就職支援事業を活用したがん患者の就職者数についても、令和4年度では2,224人であったが、令和5年度には2,336人、令和6年度には2,376人と実績は年々増加傾向にある。 【人材開発統括官参事官室】 ○地域若者サポートステーションにおいては、就労に当たって困難を抱える15歳から49歳までの若年無業者等に対し、キャリアコンサルタント等による専門的な相談等の職業的自立に向けた支援を実施している。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和5～7年度の厚生労働科学研究費補助金で補助を行っている「がん患者の治療と仕事の両立支援や就職支援プログラムの実装に向けた研究」の結果を踏まえ、就労前にがん罹患した小児患者等に対する就労支援のあり方について検討する。 【職業安定局首席室】 ハローワークでは、「長期療養者就職支援事業」において拠点病院等と連携した、AYA世代も含めたがん経験者の就労支援を実施しており、引き続き拠点病院等との連携に取り組む。 【人材開発統括官参事官室】 引き続き、地域若者サポートステーションにおいて、若年無業者等に対する就労支援を実施する。
						国は、小児・AYA世代のがん患者の療養環境の課題等について実態把握を行い、診断時からの緩和ケア提供体制や在宅療養環境等の体制整備について、関係省庁と連携して検討する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和5～7年度に厚生労働科学研究費補助金で補助を行っている「小児・AYA世代のがん経験者の健康アウトカムの改善および根治困難ながんと診断されたAYA世代の患者・家族の生活の質の向上に資する研究」において、根治困難ながんと診断されたAYA世代患者・家族の療養と生活の質の向上に必要な施策を検討するため、令和6年度までにAYA世代のがん患者の実際の療養場所および根治困難ながんと診断されたAYA世代患者の数や割合等の算出を行った。 ○令和5～7年度に厚生労働科学研究費補助金で補助を行っている「小児がん患者在宅移行の円滑化促進と在宅療養における課題とニーズ把握のための研究」において、令和6年度までに小児がん終末期における在宅療養の現状と課題に対して、「こどもの意思決定支援」等、より具体的かつ実践的な方策の検討とモデル構築の取組を実施した。 ○AYA世代のがん患者が利用できる支援制度や相談窓口等について取り纏めたパンフレットを関係部局と連携して作成し、事務連絡を発出する予定である。 【文部科学省初等中等教育局特別支援教育課】 病気療養児に対する実態調査として、全国の学校に在籍した病気療養児数や同時双方向型の授業配信の実施状況、各教育委員会における支援の状況等についての調査結果を令和5年10月に公表し、各自治体等に対して事務連絡を発出した。 【こども家庭庁成育局成育環境課】 ・いわゆる「こどもホスピス」については、こども家庭庁において、国内の取組の現状及び課題把握等に向けた実態調査等を実施するとともに、令和6年度補正予算において、「こどもホスピス支援モデル事業」を創設した。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○「小児・AYA世代のがん経験者の健康アウトカムの改善および根治困難ながんと診断されたAYA世代の患者・家族の生活の質の向上に資する研究」および「小児がん患者在宅移行の円滑化促進と在宅療養における課題とニーズ把握のための研究」の提言を踏まえ議論を行う。 【文部科学省初等中等教育局特別支援教育課】 調査結果を踏まえ、引き続き、病気療養中の児童生徒が適切に教育を受けることのできる環境の整備を促す。 【こども家庭庁成育局成育環境課】 ・引き続きモデル事業の実施に取り組むとともに、「こどもホスピス」のサポート機能に関する調査を実施し、こども当事者の声を反映した取組を推進していく予定である。

項目番号					見出し	「取り組むべき施策」の記載	【最終版】具体的な取組(2023年4月以降)	今後予定している取組
			②		高齢者について	拠点病院等は、高齢のがん患者への支援を充実させるため、地域の医療機関やかかりつけ医、在宅療養支援診療所、訪問看護事業所等の医療・介護を担う機関、関係団体、地方公共団体等と連携し、患者やその家族等の療養生活を支えるための体制を整備するとともに、地域における課題について検討する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○「がん診療連携拠点病院等の整備について」(健発0801第16号 令和4年8月1日)において「地域の医療機関等との連携体制の整備、医療提供体制や社会的支援、緩和ケアについて情報を共有し、役割分担や支援等について検討する場の設置」を求めている。 ○令和5～7年度厚生労働科学研究「高齢がん患者の在宅療養環境の実態と課題の把握、及び高齢がん患者のフォローアップ体制に関する研究」において、高齢者のがん医療の在宅療養環境等につき実態把握を行い、多職種連携における課題について検討している。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○引き続き、「がん診療連携拠点病院等の整備について」(健発0801第16号 令和4年8月1日)における指定要件とし、現況報告書で状況把握していく。 ○厚生労働科学研究の結果を踏まえ、必要な検討を行う。
						国は、高齢のがん経験者のQOLの向上を目指し、高齢のがん患者が抱える課題について実態把握を行い、長期療養の中で生じる有害事象などに対応できるよう、患者の健康管理の方法、地域における療養の在り方、再発・二次がん・併存疾患のフォローアップ体制等について検討する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和5～7年度厚生労働科学研究「高齢がん患者の在宅療養環境の実態と課題の把握、及び高齢がん患者のフォローアップ体制に関する研究」において、実態把握を行い高齢がんサバイバーのフォローアップ体制について検討している。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 厚生労働科学研究の成果等を踏まえ、必要な検討を行う。
						国は、高齢のがん患者の、人生の最終段階における療養場所等の選択に関する意思決定を支援するための方策について検討する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○「がん診療連携拠点病院等の整備について」(健発0801第16号 令和4年8月1日)において、「高齢のがん患者や障害を持つがん患者について、患者や家族の意思決定支援の体制を整え、地域の医療機関との連携等を図り総合的に支援すること」を指定要件として追加することについて取組を実施している。 ○令和5～6年度に実施した国立がん研究センターへの委託事業である「遺族調査」において、高齢者における最期の療養場所に関する医療者との話し合い等について調査し、報告した。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○高齢がん患者の意思決定支援に係る取組について、遺族調査の結果等を踏まえ、必要な検討を行う。
	4				これらを支える基盤の整			
			(1)		全ゲノム解析等の新たな技術を含む更なるがん研究の推進	国は、「がん研究10か年戦略」の中間評価報告書や本基本計画を踏まえ、がん研究の更なる充実に向け、戦略の見直しを行う。また、関係省庁が協力し、多様な分野を融合させた先端的な研究を推進することにより、治療法の多様化に向けた取組をより一層推進する。	【文部科学省研究振興局研究振興戦略官付】 ○「次世代がん医療加速化研究事業」を実施しており、特に令和6年から施行された「がん研究10か年戦略(第5次)」を踏まえ、多様な分野を融合させたがん研究の取り組みとしてR6、7年度では戦略的研究枠において異分野融合による革新的な基礎研究課題を公募・採択し推進した。 【文部科学省研究振興局研究振興戦略官付/厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○「がん研究10か年戦略(第5次)」に基づき、社会的要請の高いがん種に対する取り組みとして、革新的がん医療実用化研究事業と次世代がん医療加速化研究事業の課題間連携のもとフラッグシッププロジェクトワーキンググループを設置し、令和7年3月18日に開催したキックオフミーティング以降、R7年7月22日までに5回のワーキンググループ会議を開催した。	【文部科学省研究振興局研究振興戦略官付/厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○フラッグシッププロジェクトにおけるワーキンググループでの議論に基づき、フラッグシッププログラムという形で令和8年度公募における取り組みについて、研究グループの在り方、公募の概要、評価委員会体制などについて議論と検討を進める。
						AMEDは、基礎的な研究から実用化に向けた研究までを一体的に推進するため、有望な基礎研究の成果の厳選及び医薬品・医療機器の開発と企業導出を速やかに行うための取組を引き続き推進する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 「革新的がん医療実用化研究事業」を継続して実施すると共に、令和6年度からは「第4期がん対策推進基本計画」及び「がん研究10か年戦略(第5次)」を踏まえ、予防・早期発見、診断・治療等、がん医療の実用化をめざし、非臨床領域の後半から臨床領域を中心とした課題を公募・採択し、研究を推進した。	【文部科学省研究振興局研究振興戦略官付/厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○事業間連携の強化に向けベアリング・マッチングの仕組みを導入し、「次世代がん医療加速化研究事業」と「革新的がん医療実用化研究事業」をベアリング対象事業として、令和8年度の新規公募に向けた検討を進めていく。

項目番号					見出し	「取り組むべき施策」の記載	【最終版】具体的な取組(2023年4月以降)	今後予定している取組
						国は、「全ゲノム解析等実行計画2022」を着実に進め、ゲノム情報等により、患者等に不利益が生じないように留意しつつ、新たな予防・早期発見法等の開発を含めた患者還元や、がんや難病に係る研究・創薬への利活用等を推進する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○「全ゲノム解析等実行計画2022」に基づき、令和5年度から4年間のAMED研究班(がん領域)を採択すると共に、令和6年度には専門調査会方針に基づき、小児がん、血液がん領域の研究班を新たに採択し、研究を推進した。 【医政局医薬産業振興・医療情報企画課/研究開発政策課】 ○全ゲノム解析等の全体運営方針に関して、全ゲノム解析等の推進に関する専門委員会及び全ゲノム解析等事業実施準備室において、検討を進めてきた。 ○全ゲノム解析等事業実施準備室において、事業実施組織の令和7年度中の設立に向け、準備を進めている。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○全ゲノム解析等の推進に関する専門委員会及び全ゲノム解析等事業実施組織での議論を踏まえ、「全ゲノム解析等実行計画2022」に係るAMED研究を推進していく。 【医政局医薬産業振興・医療情報企画課/研究開発政策課】 ○令和7年度中の事業実施組織の設立に向けた準備を継続して検討していく。 ○全ゲノム解析等を実施することで得られる全ゲノムデータ等を搭載した質の高い情報基盤の構築を行う。民間企業やアカデミア等へその本格的な利活用を促し、診断創薬や新規治療法等の開発を推進していく。
						国は、がん対策の一層の推進に向けて、本基本計画における各分野の政策課題の解決に資する研究を推進する。また、格差の解消に向け、医療の質の向上及び均てん化の推進等の観点から、まずは各分野の取組の地域間、医療機関間の差を測定するための指標やその評価方法に係る研究を推進する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○「がん対策推進総合研究事業」にて、各種研究を推進している。 ○R5～7年度厚生労働科学研究「誰一人取り残さないがん対策における格差のモニタリングと要因解明に資する研究」において、社会的格差の視点からがん対策の進捗評価を行うことを目的として、予防(検診含む)・医療・共生の各分野にて生じている格差の可視化と要因分析を進めている。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○厚生労働科学研究において取り組んでいる格差の可視化と要因分析を踏まえ、対策提案として介入の可能性を検討していく。
		(2)			人材育成の強化	国は、関係学会・団体等と連携しつつ、がん医療の現場で顕在化している課題に対応する人材、がん予防の推進を行う人材、新たな治療法を開発できる人材等の専門的な人材の育成を推進する。また、専門的な人材の育成の在り方を検討するにあたっては、高齢化や人口減少等の背景を踏まえ、人材の効率的な活用等の観点を含め検討する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○日本緩和医療学会への委託事業である「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会」では、主にがんの診療に携わる医療従事者に対し、基本的な緩和ケアについての研修を実施しており、令和6年度末までに199,563名に対し修了証が発行されている。 ○日本小児血液・がん学会への委託事業である「小児・AYA世代のがんの長期フォローアップに関する研修会」では、小児がん拠点病院等で長期フォローアップを担当する多職種協働チームを育成することにより、小児・AYA世代のがんの長期フォローアップ体制を整備することを目的に実施され、令和6年度末までに1,610名の医療従事者が受講している。 【文部科学省高等教育局医学教育課※前段のみ】 ○がん医療の新たなニーズや急速ながん医療の高度化に対応できる医療人養成を促進するため、大学院レベルにおける優れた教育プログラムを開発し、大学間で連携し、開発・提供を担う拠点を支援する目的で「次世代のがんプロフェッショナル養成プラン」として令和5年度に11拠点(連携校含む76大学)を選定。令和6年度末までに各大学が設置したがん専門医療人材養成のための教育プログラム・コース数は294件、受講者数は4,640名、修了者数は2,285名となった。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○小児・AYA世代のがん患者に対する長期フォローアップ体制整備を促進するため、令和7年度以降も「小児・AYA世代のがんの長期フォローアップ」に関する研修会」を引き続き実施していく。 ○令和7年度以降も「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会」を継続して実施し、研修内容の見直しを諮る等、診断時からの緩和ケアをさらに推進する。 【文部科学省高等教育局医学教育課※前段のみ】 ○がん専門医療人材の養成を促進するために、令和7年度以降も「次世代のがんプロフェッショナル養成プラン」で選定した取組を継続して支援する。(文科省高等教育局医学教育課)
						がん医療の高度化が進む中で、がん対策を一層推進する観点から、拠点病院等を中心に、専門的な人材の育成及び配置に積極的に取り組む。また、地域のがん医療や緩和ケア等を担う人材の育成及び配置について、拠点病院等や地域の職能団体が中心となって取り組む。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○「がん診療連携拠点病院等の整備について」(健発0801第16号 令和4年8月1日)において、指針に定めた取組のために必要な人材の確保や育成に積極的に取り組むことと診療の質を高めるため、資格等の取得についても積極的に支援することを必須要件としている。 ○令和7年8月1日に公表した「2040年を見据えたがん医療提供体制の均てん化・集約化に関するとりまとめ」において、「地域包括ケアシステムの観点から、患者が住み慣れた地域で質の高い医療を受け続けられるように、集約化の検討が必要な医療を提供する医療機関、患者の日頃の体調を把握している身近な診療所・病院のかかりつけ医、訪問看護ステーション、歯科医療機関、薬局、介護施設・事業所等、多職種・多機関との地域連携の強化がより一層重要となり、関係機関間での情報共有や役割分担を含む連携体制の整備と地域連携を担う人材育成の強化が求められる。」としている。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○当該取組の評価を行う観点から、地域のがん医療や緩和ケア等を担う人材の育成及び配置については、現況報告書を用いて、継続的に評価を行う予定である。

項目番号					見出し	「取り組むべき施策」の記載	【最終版】具体的な取組(2023年4月以降)	今後予定している取組
		(3)			がん教育及びがんに関する知識の普及啓発	国は、引き続き、学習指導要領に基づく、児童生徒の発達段階に応じたがん教育を推進する。その際、生活習慣が原因とならないがんもあることなど、がんに対する正しい知識が身に付くよう、医療従事者やがん患者等の外部講師の積極的な活用について周知を行うとともに、ICTの活用を推進するなど、各地域の実情に応じたがん教育の取組の充実とその成果の普及を図る。	【文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課】 ○令和4年度におけるがん教育の実施状況調査では、がん専門医・学校医等の医師やがん患者・経験者等の外部講師を活用してがん教育を実施した学校の割合は11.4%、令和5年度は12.5%と全体としては増加傾向にある。各地域において、がん教育の推進に関する協議会を開催し、外部講師名簿の作成や派遣依頼窓口の設置等を検討するなど、学校における外部講師を活用したがん教育の推進に向け、令和6年1月 19 日付けで通知を発出し、担当者が集まる場等で周知した。	【文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課】 ○「外部講師を活用したがん教育等現代的な健康課題理解増進事業」を実施し、学習指導要領に対応したがん教育について、教員や外部講師の資質能力の向上を図るとともに、教育委員会等における課題の共有と先進的な取組の紹介等を行い、全国への普及・啓発を図り、地域の実情に応じた取組を支援していく。
						国は、都道府県及び市町村において、教育委員会及び衛生主管部局が連携して会議体を設置し、地域のがん医療を担う医師や患者等の関係団体とも協力しながら、また、学校医やがん医療に携わる医師、がん患者・経験者等の外部講師を活用しながら、がん教育が実施されるよう、必要な支援を行う。	【文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課】 ○令和4年度におけるがん教育の実施状況調査では、がん専門医・学校医等の医師やがん患者・経験者等の外部講師を活用してがん教育を実施した学校の割合は11.4%、令和5年度は12.5%と全体としては増加傾向にある。各地域において、がん教育の推進に関する協議会を開催し、外部講師名簿の作成や派遣依頼窓口の設置等を検討するなど、学校における外部講師を活用したがん教育の推進に向け、令和6年1月 19 日付けで通知を発出し、担当者が集まる場等で周知した。	【文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課】 ○「外部講師を活用したがん教育等現代的な健康課題理解増進事業」を実施し、学習指導要領に対応したがん教育について、教員や外部講師の資質能力の向上を図るとともに、教育委員会等における課題の共有と先進的な取組の紹介等を行い、全国への普及・啓発を図り、地域の実情に応じた取組を支援していく。
						国及び地方公共団体、拠点病院等を中心とした医療機関は、患者やその家族等の関係団体等の協力を得ながら、国民に対する、生活習慣や遺伝子等のがんの発生に関する基本的な情報も含めたがんに関する正しい知識の普及啓発に引き続き取り組む。その際には、啓発資材のデジタル化や対象者に応じた周知方法の工夫等により、より効果的な手法を用いる。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」において、地域を対象としたがん教育や、学校や職域等へ外部講師として診療従事者を派遣し、がんに関する正しい知識の普及啓発に努めることが定めており、引き続き普及啓発を推進する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○引き続き、がん診療連携拠点病院等において、整備指針に沿った取組を継続していく。
						事業主や医療保険者は、がん対策推進企業アクション等の国や地方公共団体の事業を活用することも含め、雇用者や被保険者・被扶養者が、生涯のうちに約2人に1人ががんに罹患すると推計されていることや、がん検診やがんの治療と仕事の両立といったがんに関する正しい知識を得ることができるよう努める。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○がん対策推進企業等連携事業(がん対策推進企業アクション)において、企業等に対するがん検診やがんの治療と仕事の両立など、がんに関する正しい知識の普及啓発のため、ホームページの構築による情報発信や企業向けセミナーの開催等の取組を実施。また、経済産業省と連携し、健康経営優良法人認定企業を対象に、本事業の普及啓発を実施した。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○本事業を継続実施し、企業等におけるがん検診やがんの治療と仕事の両立支援の取組を推進していく。
		(4)			がん登録の利活用の推進	国は、がん対策の充実に向けて、がん登録情報の利活用を推進する観点から、引き続き、質の高い情報収集に資する精度管理に取り組む。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○がんの罹患等に関する情報は、都道府県及び国立研究開発法人国立がん研究センターがそれぞれ複数の医療機関からの届出を照合し、患者又は原発性のがんごとに集約する作業を行った上で、全国がん登録データベースに記録されている。照合時に患者住所が不一致の場合は、照合精度を上げるため住所異動確認調査を実施している。 厚生科学審議会がん登録部会において、現行制度における課題について議論を行い、令和5年10月に検討結果を「中間とりまとめ」としてとりまとめた。中間とりまとめを踏まえ、照合・集約作業の効率化及び精緻化のため、被保険者番号等から生成されるIDを利用可能とすること、住所異動確認調査の円滑な実施に向けて住基ネットを利用可能とすることを盛り込んだ法案を令和7年常会に提出した(医療法等の一部を改正する法律案)。当該法案は令和7年臨時国会において令和7年12月5日に成立し、同月12日に公布された。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○法案成立後、施行に向けて、被保険者番号等から生成されるIDや住基ネットの利用に向けた関係者との調整等を進める。

項目番号					見出し	「取り組むべき施策」の記載	【最終版】具体的な取組(2023年4月以降)	今後予定している取組
						国は、がん登録情報の利活用の推進について、現行制度における課題を整理し、がん登録推進法等の規定の整備を含め、見直しに向けて検討する。利活用の推進にあたっては、保健・医療分野のデジタル化に関する他の取組とも連携し、より有用な分析が可能となる方策を検討する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○厚生科学審議会がん登録部会において、現行制度における課題について議論を行い、令和5年10月に検討結果を「中間とりまとめ」としてとりまとめた。中間とりまとめを踏まえて、医療DXの取組の一環として行う項目として、NDB等の他の公的データベースとの連結・解析や仮名化情報の利用・提供を可能とする規定を盛り込んだ法案を令和7年常会に提出した(医療法等の一部を改正する法律案)。同法案は令和7年臨時国会において令和7年12月5日に成立し、同月12日に公布された。また、中間とりまとめを踏まえ、令和7年4月に全国がん登録情報の提供マニュアル等の改訂や情報の利用マニュアルの策定を行い、法第20条の規定により提供される生存確認情報の取扱いに係る方針を明確化し、カルテ転記や第三者提供について一定の条件の下認める運用とした他、全国がん登録情報等の国外提供に係る運用ルールの明確化、民間事業者を含めた利用者の範囲や利用できる条件の明記等を行った。 ○令和8年2月の厚生科学審議会がん登録部会において、全国がん登録情報の医学研究へのさらなる活用を推進することを目的に、全国がん登録において、令和9年診断症例から死亡場所を登録項目として加え、令和10年診断症例からがんの進行度としてUICC TNM分類を届出項目として加える方針について示した。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○法案成立後、施行に向けて関係者との調整等を進める。また、情報連携基盤の構築及び利用申請・審査の体制の一元化等について議論を進めるとともに、法第20条の規定により提供される生存確認情報の取扱いについて、引き続き、がんに係る研究における予後情報の有用性及び研究推進による患者メリット並びに情報の保護のバランスに鑑み、実態把握等に努め、必要に応じて運用の見直しを行う。 ○全国がん登録において、今後、死亡場所を登録項目として加えること、がんの進行度としてUICC TNM分類を届出項目として加えることに係る実務上の課題への対応について、引き続き検討を進める。
		(5)			患者・市民参画の推進	国及び都道府県は、国民本位のがん対策を推進するため、基本計画及び「都道府県がん対策推進計画」(以下「都道府県計画」という。)の策定過程について、性別、世代、がん種等を考慮し、多様ながん患者等のがん対策推進協議会及び都道府県協議会等への参画を推進する。また、諸外国の公募制、代表制等の事例も踏まえつつ、患者・市民参画の更なる推進に向けた仕組みを検討する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○第88回、第89回がん対策推進協議会にて、患者・市民参画について議論した。また、都道府県等協議会の患者委員の選出について、多様性・更新性・透明性等はどうか、また、協議会の開催日前に開催日時や構成メンバーを公表したのかどうか、あるいは議事録や配付資料を公開しているのかどうか等を把握する必要性についても議論している。 ○令和7～8年度厚生労働科学研究「がん対策における患者・市民参画を推進するための標準教育プログラムの開発と確立に関する研究」において、都道府県協議会における患者・市民参画の状況を把握する目的で調査を実施した。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○R7～8年度厚生労働科学研究「がん対策における患者・市民参画を推進するための標準教育プログラムの開発と確立に関する研究」において、都道府県協議会での患者・市民参画の状況調査の結果を踏まえ、ヒアリング等で課題整理を行い、昨年度までの教育プログラムの追加・修正、モデル自治体での教育プログラムの試行等に取り組む予定としている。また、諸外国の公募制、代表制等について、情報収集を行い、の事例も踏まえつつ、患者・市民参画の更なる推進に向けた仕組みを検討する。 ○患者・市民参画のための教育プログラム及び体制について、がん対策推進協議会で議論し、都道府県や患者会等への普及啓発を実施することとしている。
						国は、これまでがん研究分野で推進されてきた、がん患者及びがん経験者の参画の取組に係る知見について、患者・市民参画に関する研究成果も踏まえ、各分野への横展開を行う。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和4～6年厚生労働科学研究「がん研究に患者・市民参画を実現するための患者・市民に対する教育カリキュラム・プログラムの開発に関する研究」において、基礎研修(動画(Webラーニング23本)の公開)、専門研修プログラムを実施し、カリキュラムを確定し、HPで公開した。 ○上記のがん研究への患者・市民参画のカリキュラムを踏まえ、令和7～8年度厚生労働科学研究「がん対策における患者・市民参画を推進するための標準教育プログラムの開発と確立に関する研究」において、がん対策推進協議会及び都道府県協議会等における患者・市民参画の標準教育プログラムを検討した。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和7～8年度厚生労働科学研究「がん対策における患者・市民参画を推進するための標準教育プログラムの開発と確立に関する研究」によるがん対策に患者・市民参画を推進するためのプログラムとして、動画(Webラーニング)の追加・更新およびモデル研修会を実施する。 ○今後は、国及び都道府県協議会における患者・市民が参画に必要な知識と態度を体系的に習得できる教育プログラム、及び体制について検討する。
						国は、患者・市民参画を推進するにあたって、参画する患者・市民への啓発・育成を行う。また、医療従事者や関係学会に対しても、患者・市民参画に係る十分な理解が得られるよう、啓発等に取り組む。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和4～6年厚生労働科学研究「がん研究に患者・市民参画を実現するための患者・市民に対する教育カリキュラム・プログラムの開発に関する研究」において、基礎研修(動画(Webラーニング23本)の公開)、専門研修プログラムを実施し、カリキュラムを確定し、HPで公開した。 ○また、関係学会等の協力を得て、学術集会等での患者支援プログラムにおいて、カリキュラムコードを付与した研修会を実施した。 ○R7～8年度厚生労働科学研究「がん対策における患者・市民参画を推進するための標準教育プログラムの開発と確立に関する研究」において、関係学会の医療従事者に対して、患者・市民参画の状況を把握する目的で調査を開始した(R8年3月)。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○引き続き、関係学会等と協働した患者支援プログラムを継続していく。 ○今後は、関係学会の患者・市民参画の現状に関する調査の結果を踏まえ、患者・市民参画について理解を深めるための医療従事者や関係学会向けのツールを開発する。

項目番号					見出し	「取り組むべき施策」の記載	【最終版】具体的な取組(2023年4月以降)	今後予定している取組
			(6)		デジタル化の推進	国は、がん医療の質の向上と分かりやすい情報提供等を一層推進するため、「がん予防」、「がん医療」、「がんとの共生」の各分野において、PHRの推進、現況報告書のオンライン化、レセプトやがん登録情報等を活用したがん対策の評価、オンラインを活用した相談支援や効果的な情報提供等、ICTやAIを含むデジタル技術の活用による医療のデータ化とその利活用の推進について検討する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○自治体検診DXの推進に向け関係省庁間で検討中である。令和7年度より、PMHを活用したがん検診のモデル事業を実施することで進めている。 ○全国がん登録で得られるがん罹患率や生存率からロジックモデルの指標を集計している。また、がんの罹患等に関する情報の照合・集約作業の効率化及び精緻化のため、被保険者番号等から生成されるID(ID5)を利用可能とすること、住所異動確認調査の円滑な実施に向けて住基ネットを利用可能とすること、NDB等の他の公的データベースとの連結解析等を可能とする規定を盛り込んだ法案を令和7年通常国会に提出し、同法案が令和7年12月5日に成立し、同月12日に公布された。 ○「がん診療連携拠点病院等の整備について」において、がん相談支援センターに対し、必要に応じてオンラインでの相談を受け付けるなど、情報通信技術等も活用することを求めている。 ○令和8年度診療報酬改定においては、D to P with D によるオンライン診療の評価である遠隔連携診療料の見直しを行い、外来診療及び入院診療において希少がんを対象として評価範囲の拡大を実施した。また、外来診療においては、患者が受診する側の医療機関が人口の少ない地域に所在する場合に限り、悪性腫瘍の患者を対象に追加した。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○自治体検診DXについては、令和11年度以降の本格実施に向け、引き続きモデル事業を実施予定としている。 ○全国がん登録情報に基づき作成されたロジックモデルの指標を用いてがん対策の評価を行う。また、情報連携基盤を活用した全国がん登録情報の第三者提供の検討を進め、その利活用の推進に取り組む。 ○がん診療連携拠点病院等の現況報告書にて、要件の充足状況を確認し、把握していく。
						また、国は、患者やその家族等のアクセス向上や、医療・福祉・保健サービスの効率的・効果的な提供の観点から、SNS等を活用したがん検診の受診勧奨や、安心かつ安全なオンライン診療の提供、e-コンセント(電磁的方法によるインフォームド・コンセント)の活用等の治験のオンライン化、地方公共団体や医療機関における会議のオンライン化、相談支援のオンライン化に向けた取組を推進する。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○自治体検診DXの推進に向け関係省庁間で検討中である。令和7年度より、PMHを活用したがん検診のモデル事業を実施することで進めている。 【医政局医薬産業振興・医療情報企画課/研究開発政策課】 ○治験のオンライン化については、分散型臨床試験(DCT)の推進のため、臨床研究中核病院において体制整備に向けた取組を進めており、DCTを活用した治験・臨床試験の実施手順書や計画書等のフォーマットを作成し公開している。 【医薬局医薬品審査管理課】 ○eConsentに関するガイダンスについては令和5年3月30日に発出した。また、情報通信機器等により電磁的記録として収集された情報を有効性及び安全性の評価に用いる際の留意点を令和6年9月20日に発出した。	【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○自治体検診DXについては、令和11年度以降の本格実施に向け、引き続きモデル事業を実施予定としている。 【医政局研究開発政策課】 患者の治験・臨床試験へのアクセス向上を図るため、引き続き臨床研究中核病院において取組を進める。 【医薬局医薬品審査管理課】 ○引き続き、左記のガイダンスの運用等を通じて、治験のオンライン化に係る取組を進める。